

3 対象事業が実施されるべき区域及び その周囲の概況

3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

本事業の実施に伴う環境影響の調査、予測及び評価を行う方法を決定するに当たり、その検討に必要な地域特性に関する情報を把握する範囲は、対象事業が実施されるべき区域及びその周囲を含む範囲として、事業実施区域から概ね3kmの地域を基本として、調査項目により適切な範囲に設定した。

なお、ごみの収集・搬入範囲である岐阜市、岐南町、笠松町については、対象事業が実施される区域及びその周囲を含む範囲に位置しないが、本事業に係る人口及び産業の状況等については情報を掲載した。

3.1 自然的状況

3.1.1 気象、大気質に係る環境の状況

(1) 気象

岐阜県の気候は、暖候期の高温・多雨、寒候期の小雨・乾燥で特徴づけられている。事業実施区域が位置する岐阜県の南部は、木曾川に沿って南寄りの暖湿気流が入りやすく、梅雨期や台風期に降水量が比較的多くなる傾向がみられる。

出典：「創立百年誌」(平成2年名古屋地方気象台)

事業実施区域周囲の気象官署等である岐阜地方気象台及び大垣地域気象観測所の位置を図 3.1-1 に、気温、風速、降水量の平年値を表 3.1-1 及び図 3.1-2 に示す。

また、平成28年～30年の風向別出現頻度を図 3.1-3 に示す。

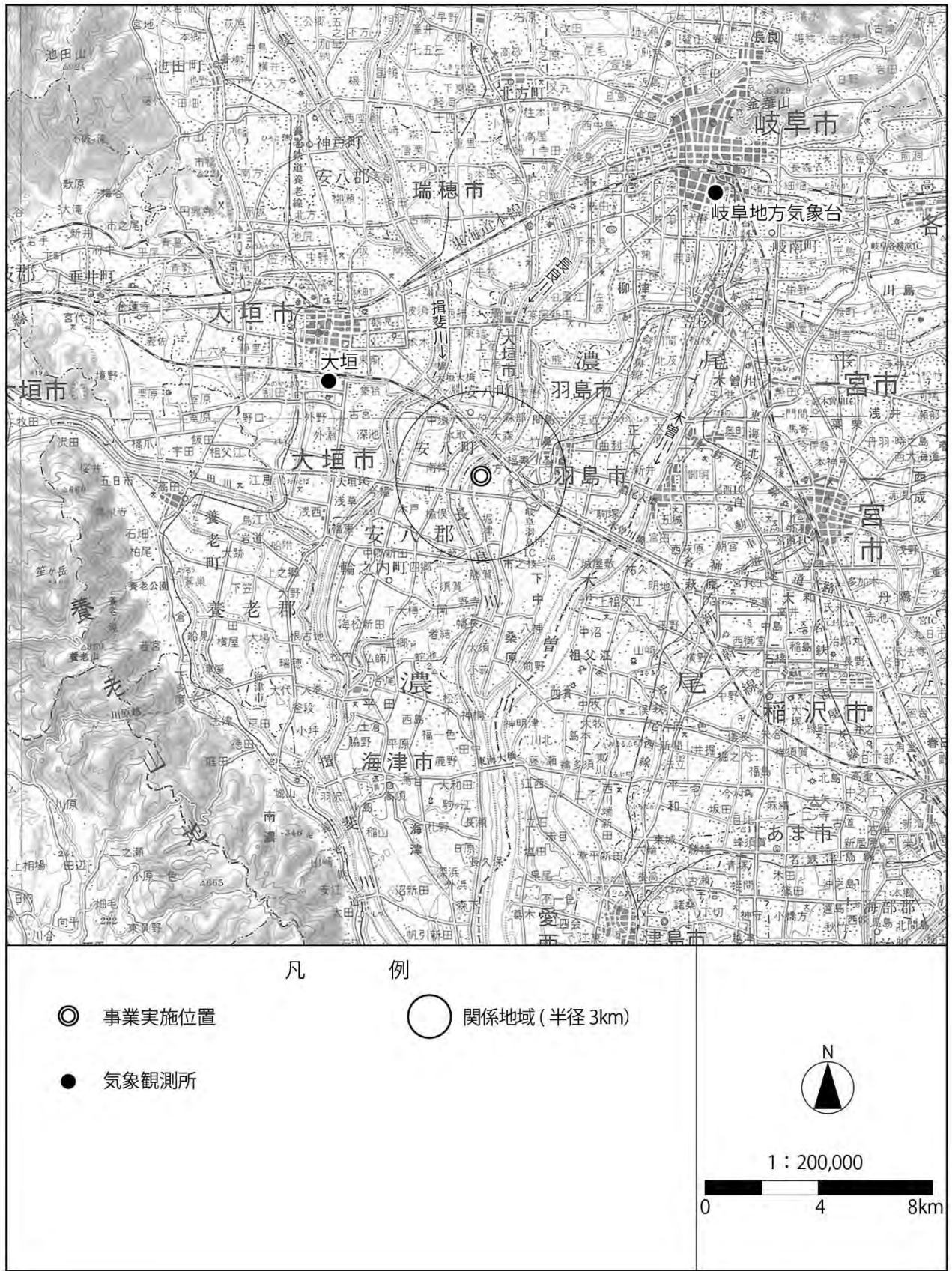
表 3.1-1 気象観測結果(平年値)

項目	平均気温(°C)		平均風速(m/s)		降水量(mm)	
	岐阜	大垣	岐阜	大垣	岐阜	大垣
1月	4.4	4.5	2.4	1.2	67.0	67.8
2月	5.1	5.1	2.7	1.3	82.1	81.9
3月	8.6	8.4	2.9	1.4	143.0	141.0
4月	14.4	14.3	2.9	1.4	161.2	168.0
5月	19.0	18.9	2.7	1.3	204.7	213.4
6月	22.8	22.8	2.5	1.2	245.3	268.5
7月	26.5	26.5	2.4	1.1	261.6	278.1
8月	28.0	27.9	2.6	1.1	148.9	161.8
9月	24.1	24.1	2.4	1.0	237.3	227.2
10月	18.1	18.2	2.2	1.0	125.5	130.3
11月	12.2	12.3	2.1	1.0	93.0	89.0
12月	6.9	7.1	2.2	1.1	58.0	57.9
年間	15.8	15.8	2.5	1.2	1,827.5	1,917.5

注)1.岐阜(地方気象台)は1981年～2010年の統計値を平年値としてある。

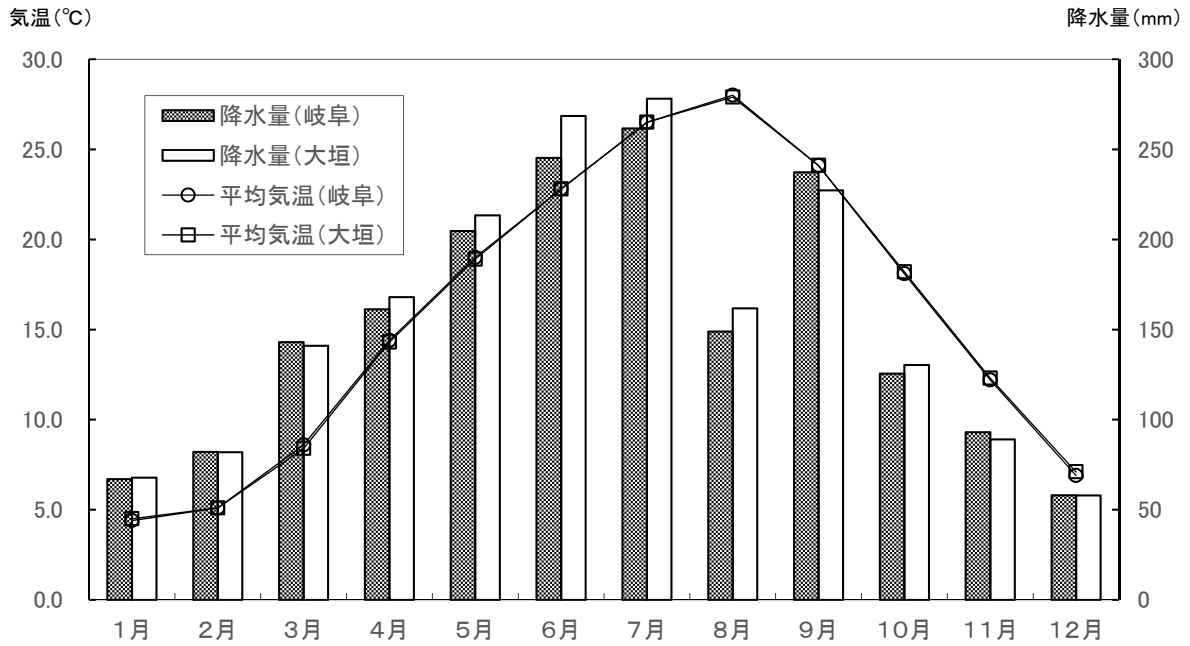
2.平年値は、一般には西暦年の1位が1の年から連続する30年間の観測値を平均した値であり、10年ごとに更新している。

出典：「気象庁統計情報」(気象庁ホームページ)



この地図は、国土交通省国土地理院発行の20万分の1地形図を基に作成した。

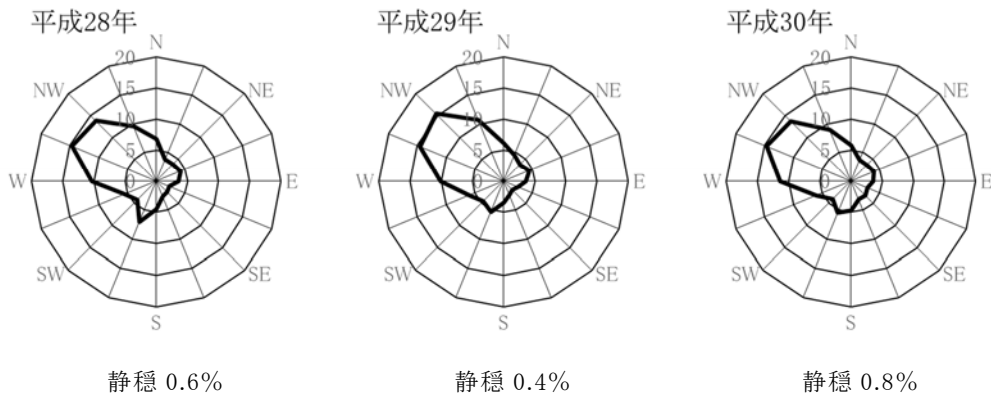
図 3.1-1 気象観測所位置図



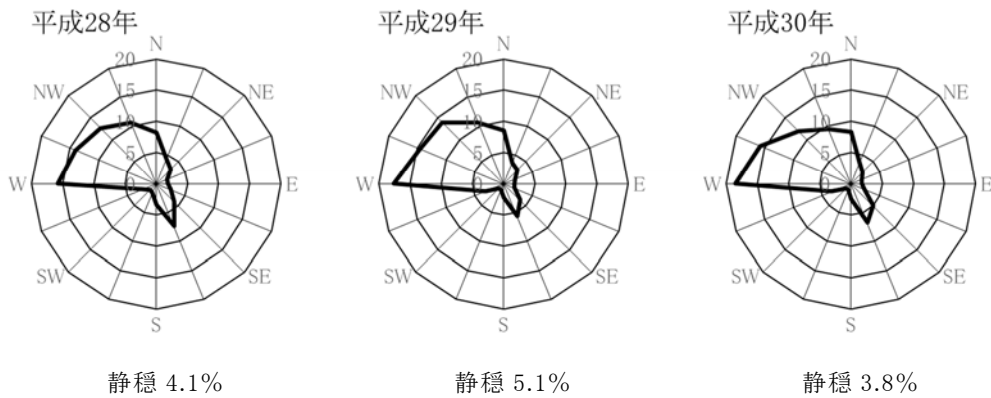
出典:「気象庁統計情報」(気象庁ホームページ)

図 3.1-2 月別の気温・降水量(平年値)

岐阜地方气象台



大垣



注) 単位: %

出典:「気象庁統計情報」(気象庁ホームページ)

図 3.1-3 風向別出現頻度(平成28年~30年)

(2) 大気質

平成 30 年度の大気汚染に関する苦情件数は、岐阜県内で 240 件、苦情件数全体の 14.3%であった。平成 29 年度は 259 件、17.3%で、そのうち羽島市は 0 件であった。

出典:「環境白書 平成 30 年～令和元年」(岐阜県)、「羽島市の環境 平成 30 年版」(羽島市)

事業実施区域及びその周囲には、大気汚染防止法に基づき大気汚染状況を常時監視している測定局及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき大気環境のダイオキシン類による状況を調査している地点はない。

最寄りの一般環境大気測定局は、事業実施区域の東約 2.9kmに「羽島」測定局、北西約 5.1km に「大垣南部」測定局がある。このほか、「岐阜中央」測定局、「岐阜南部」測定局、自動車排ガス測定局の「岐阜明德自排」測定局及び「大垣自排」測定局があり、これらの測定局の測定項目を表 3.1-2 に示す。

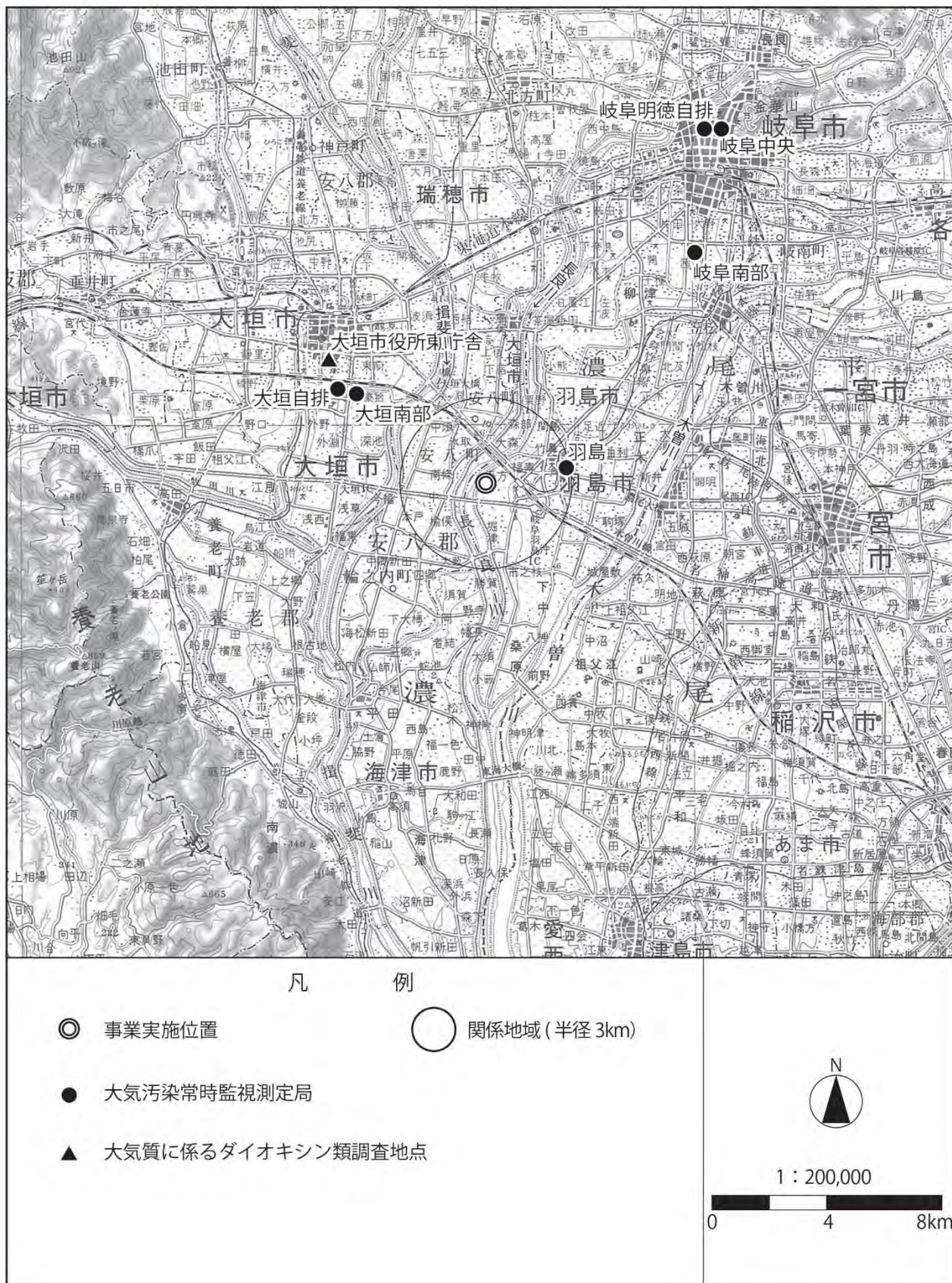
また、ダイオキシン類の調査については、「岐阜中央」及び「大垣市役所東庁舎」で実施されており、これらの測定局及び調査地点を図 3.1-4 に示す。

表 3.1-2 大気汚染常時監視測定局と測定項目

種別	測定局・調査地点	所在地	測定場所	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	ダイオキシン類	対象事業実施区域からの距離
一般局	岐阜中央	岐阜市八ツ寺町 1-7	市役所八ツ寺別館	○	○	—	○	○	○	○	約 14.4km
	岐阜南部	岐阜市茜部菱野 2	あかね公園	○	○	—	○	○	○	—	約 10.5km
	羽島	羽島市竹鼻町 86	勤労青少年ホーム	○	○	—	○	○	○	—	約 2.9km
	大垣南部	大垣市築捨町 1-159-2	築捨新田公民館	○	○	—	○	○	—	—	約 5.1km
自排局	岐阜明德自排	岐阜市明德町 11	旧明德小学校敷地内	—	○	○	○	—	—	—	約 14.3km
	大垣自排	大垣市禾森町 4-49	国道 258 号	—	○	—	○	—	—	—	約 6.0km
その他	大垣市役所東庁舎	大垣市丸の内 2-28	大垣市役所東庁舎	—	—	—	—	—	—	○	約 7.1km

注)「○」は測定していることを、「—」は測定していないことを示す。

出典:「環境白書 令和元年」(岐阜県)



この地図は、国土交通省国土地理院発行の20万分の1地形図を基に作成した。

注) 岐阜中央は大気汚染常時監視測定局及び大気に係るダイオキシン類調査地点となっている。

出典:「環境白書 令和元年」(岐阜県)

図 3.1-4 大気汚染の測定局及びダイオキシン類調査地点位置図

1) 二酸化硫黄

平成 30 年度の岐阜中央、岐阜南部、羽島及び大垣南部測定局における二酸化硫黄の測定結果を表 3.1-3 (1)に、平成 26 年度～30 年度の日平均値の 2%除外値の経年変化を図 3.1-5 (1)に示す。

二酸化硫黄の年平均値は0.000～0.005ppm、日平均値の 2%除外値は0.002～0.010ppmで、各局とも環境基準を達成していた。

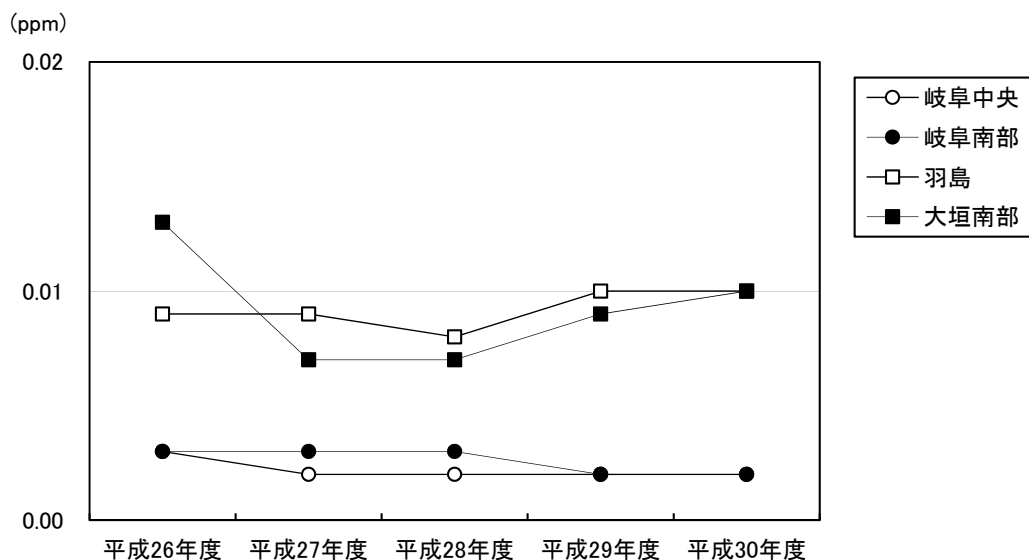
また、過去 5 年間においては、環境基準を達成していた。

表 3.1-3(1) 二酸化硫黄の測定結果(平成 30 年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準の達成状況
				時間	%	日	%					
岐阜中央	365	8639	0.000	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	○	0	○
岐阜南部	365	8641	0.001	0	0.0	0	0.0	0.007	0.002	○	0	○
羽島	358	8594	0.005	0	0.0	0	0.0	0.020	0.010	○	0	○
大垣南部	360	8666	0.003	0	0.0	0	0.0	0.028	0.010	○	0	○

注) 二酸化硫黄の環境基準の評価方法は、「年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。」である。

出典:「大気的环境基準達成状況」(岐阜県ホームページ)



出典:「大気的环境基準達成状況」(岐阜県ホームページ)

図 3.1-5(1) 二酸化硫黄の経年変化(日平均値の 2%除外値)

2) 二酸化窒素

平成30年度の岐阜中央、岐阜南部、羽島、大垣南部、岐阜明德自排及び大垣自排測定局における二酸化窒素の測定結果を表3.1-3(2)に、平成26年度～30年度の日平均値の年間98%値の経年変化を図3.1-5(2)に示す。

二酸化窒素の年平均値は0.008～0.011ppm、日平均値の年間98%値は0.015～0.021ppmで、各局とも環境基準を達成していた。

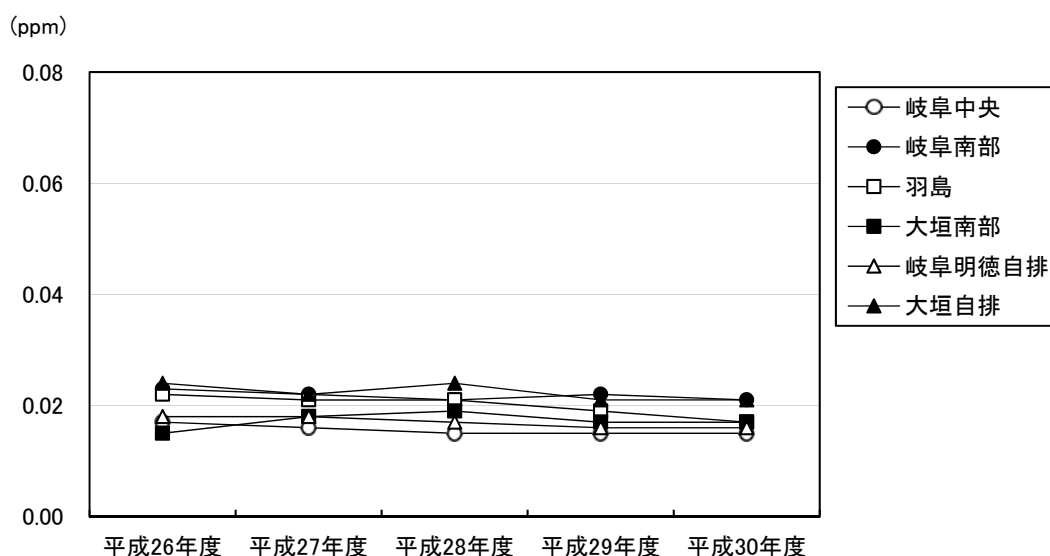
また、過去5年間においては、環境基準を達成していた。

表 3.1-3(2) 二酸化窒素の測定結果(平成30年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準の達成状況	
				日	%	日	%					ppm
一般局	岐阜中央	365	8637	0.008	0	0.0	0	0.0	0.049	0.015	0	○
	岐阜南部	365	8639	0.010	0	0.0	0	0.0	0.050	0.021	0	○
	羽島	356	8556	0.008	0	0.0	0	0.0	0.053	0.017	0	○
	大垣南部	361	8662	0.008	0	0.0	0	0.0	0.047	0.017	0	○
自排局	岐阜明德自排	341	8095	0.009	0	0.0	0	0.0	0.050	0.016	0	○
	大垣自排	363	8677	0.011	0	0.0	0	0.0	0.047	0.021	0	○

注) 二酸化窒素の環境基準の評価方法は、「年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」である。

出典:「大気環境基準達成状況」(岐阜県ホームページ)



出典:「大気環境基準達成状況」(岐阜県ホームページ)

図 3.1-5 (2) 二酸化窒素の経年変化(日平均値の年間98%値)

3) 一酸化炭素

平成 30 年度の岐阜明德自排測定局における一酸化炭素の測定結果を表 3.1-3(3)に、平成 26 年度～30 年度の日平均値の 2%除外値の経年変化を図 3.1-5(3)に示す。

一酸化炭素の年平均値は 0.3ppm、日平均値の 2%除外値は 0.4ppm であり、環境基準を達成していた。

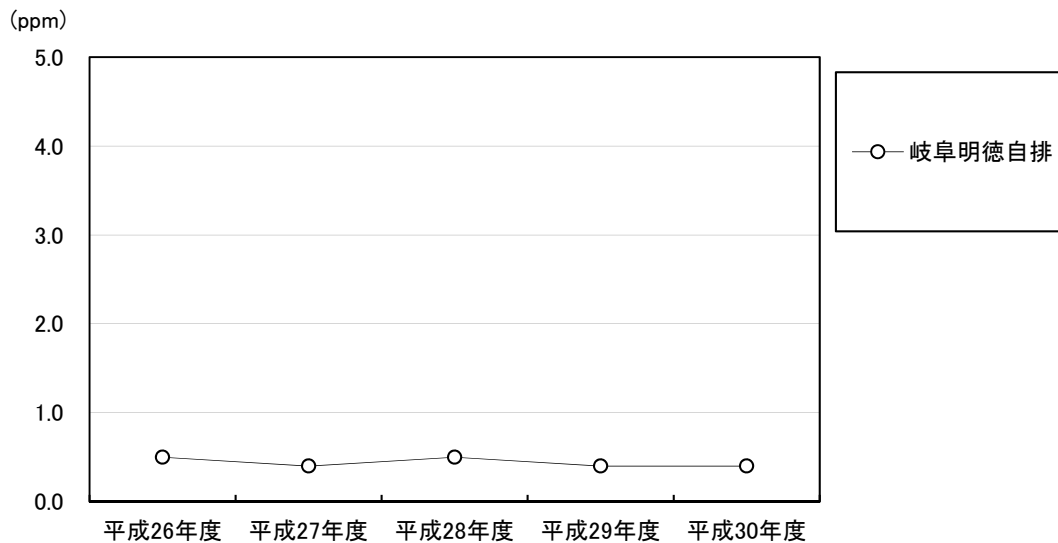
また、過去 5 年間においては環境基準を達成していた。

表 3.1-3(3) 一酸化炭素の測定結果(平成 30 年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	環境基準の達成状況
	日	時間	ppm	回数	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	日	達成○・非達成×
岐阜明德自排	298	7081	0.3	0	0.0	0	0.0	1.2	0.4	○	0	○

注) 一酸化炭素の環境基準の評価方法は「年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

出典:「大気環境基準達成状況」(岐阜県ホームページ)



出典:「大気環境基準達成状況」(岐阜県ホームページ)

図 3.1-5(3) 一酸化炭素の経年変化(日平均値の 2%除外値)

4) 浮遊粒子状物質

平成30年度の岐阜中央、岐阜南部、羽島、大垣南部、岐阜明德自排及び大垣自排測定局における浮遊粒子状物質測定結果を表3.1-3(4)に、平成26年度～30年度の日平均値の2%除外値の経年変化を図3.1-5(4)に示す。

浮遊粒子状物質の年平均値は0.013～0.019mg/m³、日平均値の2%除外値は0.033～0.048mg/m³で、各局とも環境基準を達成していた。

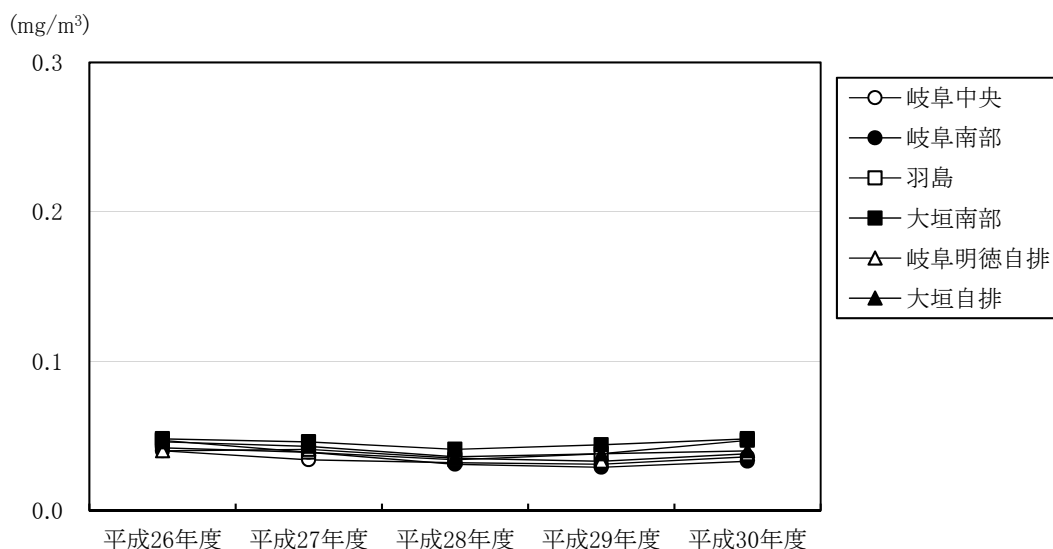
また、過去5年間においては、環境基準を達成していた。

表 3.1-3(4) 浮遊粒子状物質の測定結果(平成30年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準の達成状況	
				時間	%	日	%						mg/m ³
一般局	岐阜中央	365	8682	0.014	0	0.0	0	0.0	0.107	0.036	○	0	○
	岐阜南部	365	8684	0.013	0	0.0	0	0.0	0.104	0.033	○	0	○
	羽島	329	7900	0.019	0	0.0	0	0.0	0.091	0.047	○	0	○
	大垣南部	361	8655	0.019	2	0.0	0	0.0	0.230	0.048	○	0	○
自排局	岐阜明德自排	341	8134	0.017	0	0.0	0	0.0	0.113	0.038	○	0	○
	大垣自排	362	8688	0.019	0	0.0	0	0.0	0.077	0.040	○	0	○

注) 浮遊粒子状物質の環境基準の評価方法は「年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

出典:「大気環境基準達成状況」(岐阜県ホームページ)



出典:「大気環境基準達成状況」(岐阜県ホームページ)

図 3.1-5(4) 浮遊粒子状物質の経年変化(日平均値の2%除外値)

5) 光化学オキシダント

平成 30 年度の岐阜中央、岐阜南部、羽島及び大垣南部測定局における光化学オキシダント測定結果を表 3.1-3(5)に、平成 26 年度～30 年度の昼間の1時間値の最高値の経年変化を図 3.1-5(5)に示す。

光化学オキシダントの昼間年平均値は 0.033～0.035ppm、昼間の1時間値の最高値は 0.102～0.113ppm で、環境基準を達成していない。

また、この 5 年間はすべての測定局で環境基準を達成していない。

なお、大気汚染防止法に規定する緊急時の注意報発令基準(0.12ppm)を超えることはなかった。

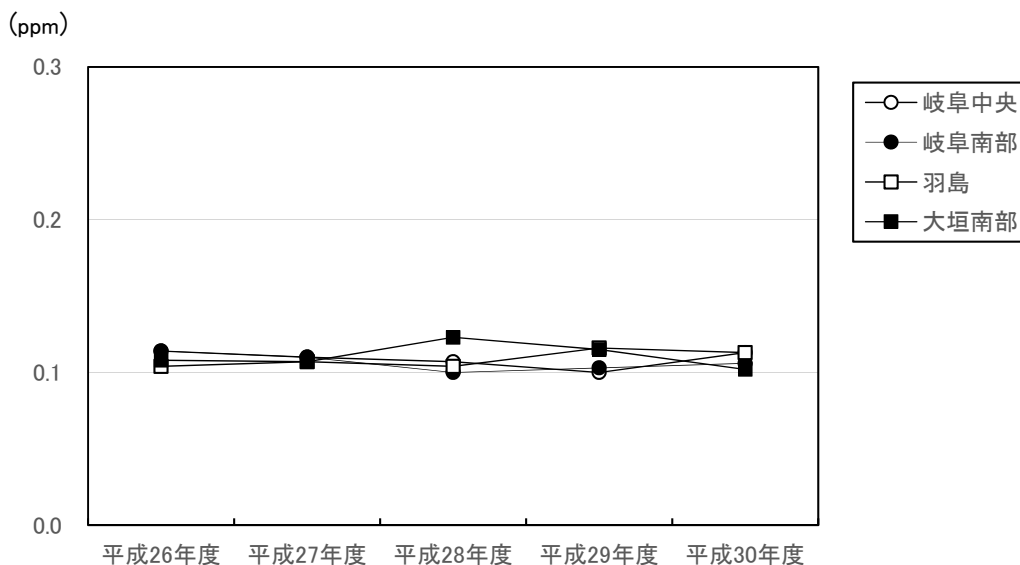
表 3.1-3(5) 光化学オキシダントの測定結果(平成 30 年度)

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間年平均値 ppm	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数及び日数とその割合				昼間の1時間値が0.12ppm以上となった時間数及び日数とその割合				昼間の1時間値の最高値 ppm	環境基準の達成状況 達成○・非達成×
	日	時間		日	%	時間	%	日	%	時間	%		
岐阜中央	365	5395	0.035	73	20.0	402	7.5	-	-	-	-	0.113	×
岐阜南部	365	5395	0.034	80	21.9	417	7.7	-	-	-	-	0.106	×
羽島	334	4951	0.033	65	19.5	351	7.1	-	-	-	-	0.113	×
大垣南部	349	5153	0.034	72	20.6	385	7.5	-	-	-	-	0.102	×

注)1. 光化学オキシダントの環境基準の評価方法は「年間を通じて、1時間値が 0.06ppm 以下に維持されること。ただし、5時から 20 時の昼間時間帯について評価する。」である。

2. 「-」は、出典に記載がないことを示す。

出典:「大気環境基準達成状況」(岐阜県ホームページ)



出典:「大気環境基準達成状況」(岐阜県ホームページ)

図 3.1-5(5) 光化学オキシダントの経年変化(昼間の1時間値の最高値)

6) 微小粒子状物質

平成 30 年度の岐阜中央、岐阜南部及び羽島測定局における微小粒子状物質測定結果を表 3.1-3(6)に、平成 26 年度～30 年度の日平均値の 98% 値の経年変化を図 3.1-5(6)に示す。

微小粒子状物質の年平均値は 9.6～11.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の 98% 値が 26.8～30.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ で環境基準を達成していた。

また、平成 26 年度は、岐阜中央、岐阜南部及び羽島測定局で環境基準を達成していない。

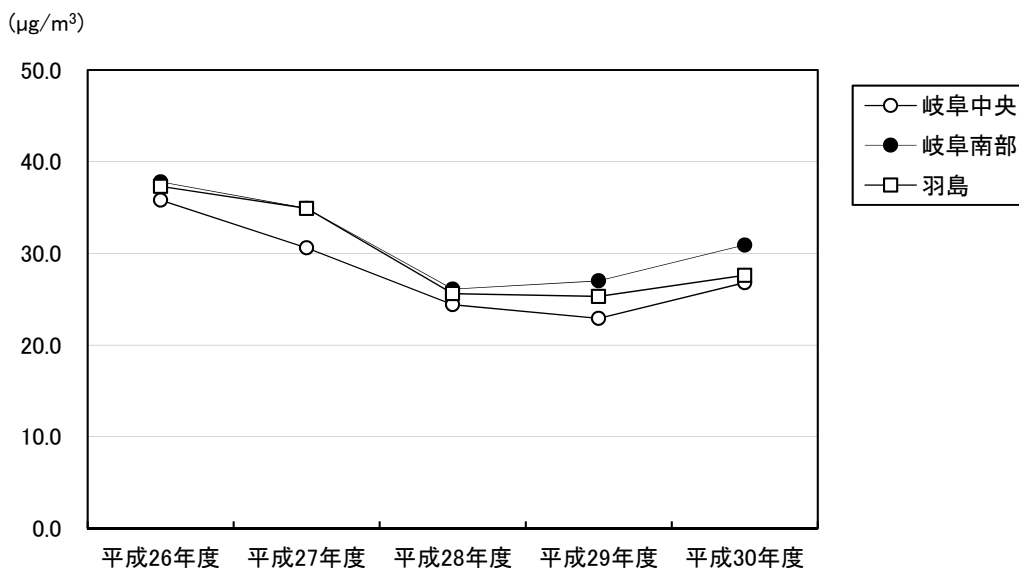
なお、平成 27 年度～平成 30 年度は、岐阜中央、岐阜南部及び羽島測定局で環境基準を達成していた。

表 3.1-3(6) 微小粒子状物質の測定結果(平成 30 年度)

測定局	有効測定日数	年平均値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 とその割合		日平均値の 98% 値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	環境基準 の 達成状況 達成○・非達成×
			日	%		
岐阜中央	351	9.9	1	0.3	26.8	○
岐阜南部	352	11.7	4	1.1	30.9	○
羽島	357	9.6	1	0.3	27.6	○

注) 微小粒子状物質の評価方法は「有効測定日数が年間 250 日以上あり、年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり(長期基準)かつ、日平均値の年間 98% 値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

出典:「大気環境基準達成状況」(岐阜県ホームページ)



出典:「大気環境基準達成状況」(岐阜県ホームページ)

図 3.1-5(6) 微小粒子状物質の経年変化(日平均の 98% 値)

7) ダイオキシン類

平成 30 年度の岐阜中央及び大垣市役所東庁舎におけるダイオキシン類測定結果を表 3.1-3(7)に示す。

ダイオキシン類の年間平均値は 0.014～0.018pg-TEQ/m³ で環境基準を達成していた。

表 3.1-3(7) ダイオキシン類の測定結果(平成 30 年度)

調査地点	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)					環境基準 の 達成状況
	春期	夏期	秋期	冬期	年間平均値	達成○・非達成×
岐阜中央	0.014	0.017	0.011	0.012	0.014	○
大垣市役所東庁舎	0.018	—	0.017	—	0.018	○

注) 1. 表中の記号「—」は出典に記載がないことを示す。

2. 大気に係るダイオキシン類の環境基準は「年間平均値が 0.6pg-TEQ/m³以下であること」である。

出典:「ダイオキシン類モニタリング調査結果」(岐阜県ホームページ)

3.1.2 騒音に係る環境の状況

平成 30 年度の騒音に関する苦情件数は、岐阜県内では 205 件、苦情件数全体の 12.2% であった。平成 29 年度は 197 件、13.2% で、そのうち羽島市は 2 件であった。

出典：「環境白書 平成 30～令和元年」(岐阜県)、「羽島市の環境 平成 30 年版」(羽島市)

(1) 一般地域の環境騒音

事業実施区域及びその周囲では、道路に面する地域以外の地域(以下、「一般地域」という。)を対象として環境基準達成率を調査している環境騒音の調査地点はない。

ごみ収集範囲における最寄りの調査地点は、事業実施区域の北東約 3km から 5km の羽島市内に「天王第 2 公園内(小熊町天王)」、「八剣神社(竹鼻町神楽)」、「羽島中学校南(足近町 7 丁目)」があり、調査地点の位置を図 3.1-6 に示す。

平成 29 年度における一般地域の環境騒音測定結果は表 3.1-4 に示すとおりで、すべての測定地点で昼間の時間帯の環境基準を達成していた。

表 3.1-4 環境騒音の測定結果(平成 29 年度)

測定地点	騒音レベル (dB)			用途地域	地域の類型 (昼間の環境基準)
	昼間午前	昼間午後	昼間平均		
天王第 2 公園内 (小熊町天王)	48	55	53	第 1 種低層住居 専用地域	A (55dB 以下)
八剣神社 (竹鼻町神楽)	54	58	56	第 1 種住居地域	C (60dB 以下)
羽島中学校南 (足近町 7 丁目)	52	53	53	—	B (55dB 以下)

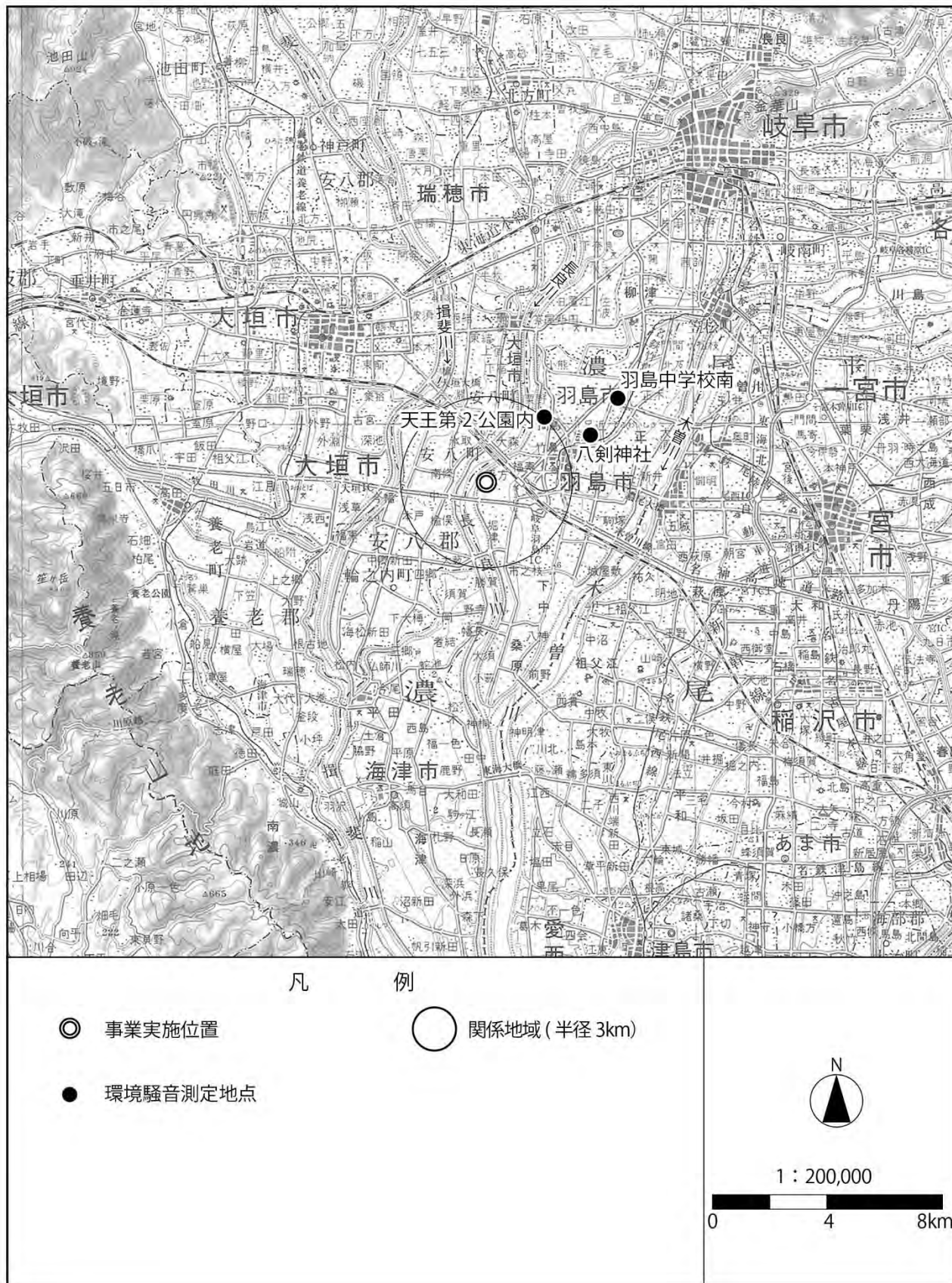
注) 1. 時間区分は、昼間前かが 9 時～11 時 30 分まで、昼間後かが 13 時 30 分～17 時 30 分までを示す。

2. 騒音レベルは等価騒音レベル(L_{Aeq})である。

3. 環境基準は昼間平均と比較し評価する。

4. 用途地域の「—」は用途地域の指定がない地域を示す。

出典：「羽島市の環境 平成 30 年版」(羽島市)



この地図は、国土交通省国土地理院発行の20万分の1地形図を基に作成した。

出典：「羽島市の環境 平成30年版」(羽島市)

図 3.1-6 一般地域の環境騒音の測定地点図

(2) 道路に面する地域の環境騒音

事業実施区域及びその周囲では、騒音規制法に基づき自動車騒音に係る環境基準の達成状況等を把握するため、県道大垣一宮線の羽島市福寿町本郷(平成 28 年度)及び県道岐阜羽島線の羽島市竹鼻町丸の内(平成 29 年度)で騒音調査が実施されており、その位置を図 3.1-7 に示す。

平成 28、29 年度における道路に面する地域の騒音測定結果は表 3.1-5 に示すとおりで、昼間及び夜間ともに環境基準を達成していた。

表 3.1-5 道路に面する地域の騒音の測定結果(平成 28、29 年度)

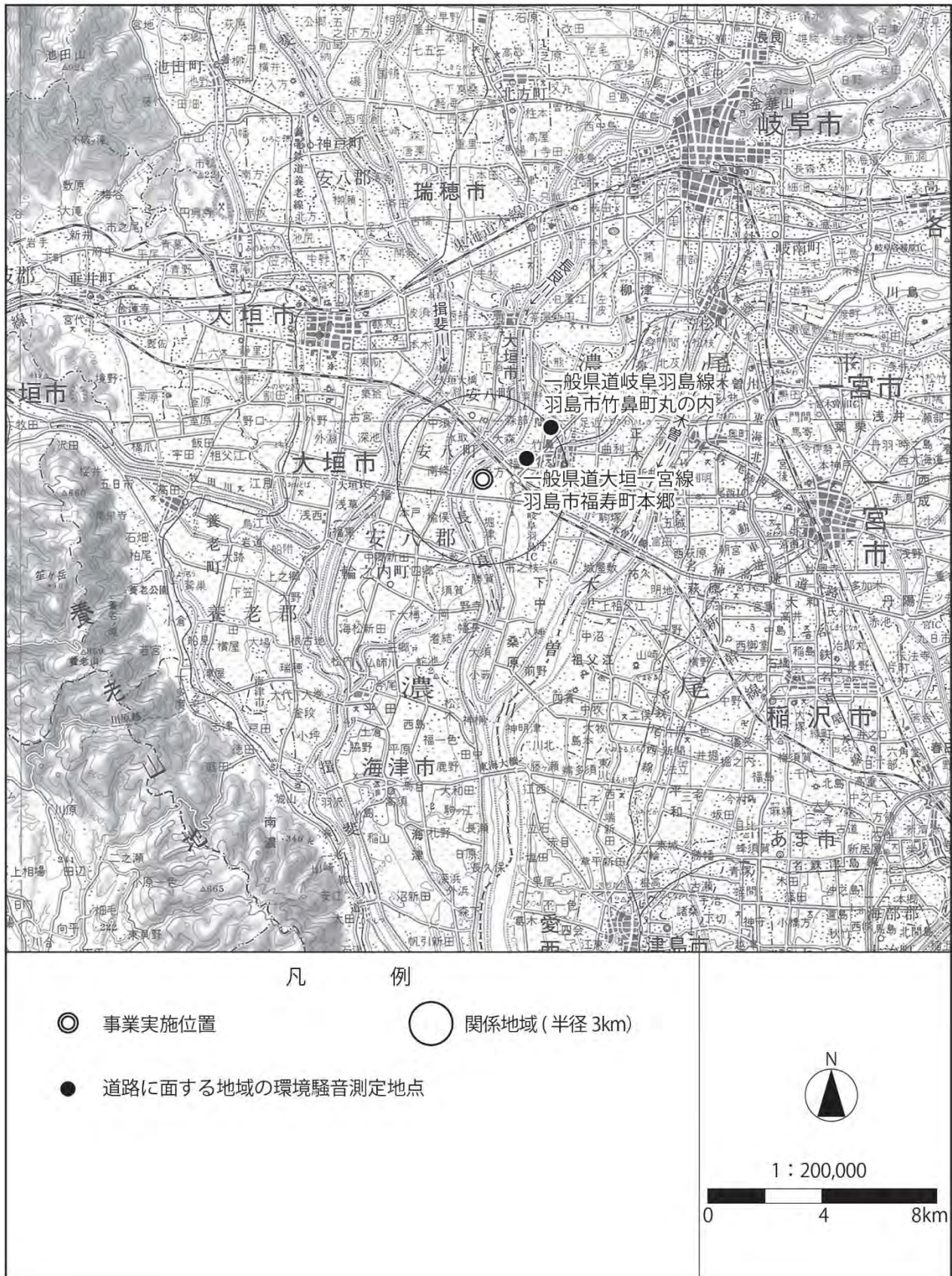
実施年度	道路名	時間区分	等価騒音レベル (L_{Aeq}) (dB)	環境基準	達成状況
					達成○・非達成×
平成 28 年度	県道大垣一宮線 (羽島市福寿町本郷)	昼間	65	70	○
		夜間	60	65	○
平成 29 年度	県道岐阜羽島線 (羽島市竹鼻町丸の内)	昼間	68	70	○
		夜間	60	65	○

注) 1. 時間区分は、昼間が 6 時～22 時まで、夜間が 22 時～翌日 6 時までを示す。

2. 測定値は、1 年間を通じて平均的な状況を呈する 1 日の結果である。

3. 測定地点は幹線交通を担う道路に面しており、特例の環境基準が適用される(表 3.2-18 参照)。

出典:「羽島市の環境 平成 29 年版」(羽島市)、「羽島市の環境 平成 30 年版」(羽島市)



この地図は、国土交通省国土地理院発行の20万分の1地形図を基に作成した。
出典:「羽島市の環境 平成29年度版」(羽島市)

図 3.1-7 道路に面する地域の騒音の測定位置図

(3) 新幹線鉄道騒音

平成 30 年度に実施された羽島市及び安八町での新幹線鉄道騒音の測定結果を表 3.1-6 に、測定地点を図 3.1-8 に示す。

類型Ⅰの 2 地点での測定結果は 70 及び 69dB であり、類型Ⅱの 2 地点での測定結果は 71 及び 69dB であった。

表 3.1-6 新幹線鉄道騒音の測定結果(平成 30 年度)

測定地点	類型	軌道までの距離 (m)	音圧レベル(dB)	達成状況
				達成○・非達成×
① 羽島市舟橋町 5 丁目 37 番地 付近	Ⅱ	25	71	○
② 羽島市舟橋町 4 付 近	Ⅱ	25	69	○
③ 安八町氷取金沼 (個人宅)	Ⅰ	25	70	○
④ 安八町氷取金沼 (商店)	Ⅰ	25	69	○

注) 1. 類型の区分は、次のとおりである。

I ……専ら住居の用に供される地域

Ⅱ …… I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

2. それぞれの類型の環境基準は次のとおりである。

I ……70 以下

Ⅱ ……75 以下

3. 音圧レベルは新幹線鉄道の上り及び下りの列車に合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について騒音のピークレベルを測定し、その上位 10 個のパワー平均である。

出典:「環境白書 令和元年」(岐阜県)

3.1.3 振動に係る環境の状況

平成 30 年度の振動に関する苦情件数は、岐阜県内では 19 件、苦情件数全体の 1.1%であった。平成 29 年度は 14 件、0.9%で、そのうち羽島市は 0 件であった。

出典:「環境白書 平成 30 年～令和元年」(岐阜県)、「羽島市の環境 平成 30 年版」(羽島市)

3.1.4 悪臭に係る環境の状況

平成 30 年度の悪臭に関する苦情件数は、岐阜県内では 241 件、苦情件数全体の 14.4%であった。平成 29 年度は 185 件、12.4%で、そのうち羽島市は 0 件であった。

出典:「環境白書 平成 30 年～令和元年」(岐阜県)、「羽島市の環境 平成 30 年版」(羽島市)



この地図は、国土交通省国土地理院発行の2.5万分の1地形図を基に作成した。

図 3.1-8 新幹線鉄道騒音の測定位置図

3.1.5 水象、水質、水底の底質に係る環境の状況

平成 30 年度の水質に関する苦情件数は、岐阜県内では 166 件、苦情件数全体の 9.9%であった。平成 29 年度は 190 件、12.7%で、そのうち羽島市は 5 件であった。

出典:「環境白書 平成 30 年～令和元年」(岐阜県)、「羽島市の環境 平成 30 年版」(羽島市)

(1) 河川及びため池

事業実施区域周辺の主要な河川及びため池は図 3.1-9 に示すとおりで、一級河川として長良川があり、その支川として境川、桑原川がある。ため池については羽島市内に 3 ヶ所存在する。

事業実施区域周辺では、水質汚濁防止法に基づき常時監視している測定点として長良川水域の長良川下流「長良大橋」地点及び「南濃大橋」地点、境川下流「境川橋」地点、桑原川「本川合流前」地点がある。このうち、長良川下流「長良大橋」、桑原川「本川合流前」は、環境基準の維持達成状況を把握するための測定点である環境基準点となっている。

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況は表 3.1-7 に示すとおりで、長良川下流域はA類型、境川上流域はC類型、桑原川はC類型に指定されている。

平成 29 年度の水質調査結果を表 3.1-8(1)～(2)に、平成 25 年度～29 年度の河川における代表的な汚濁の指標である生物化学的酸素要求量(BOD)75%値の経年変化を図 3.1-10 に示す。

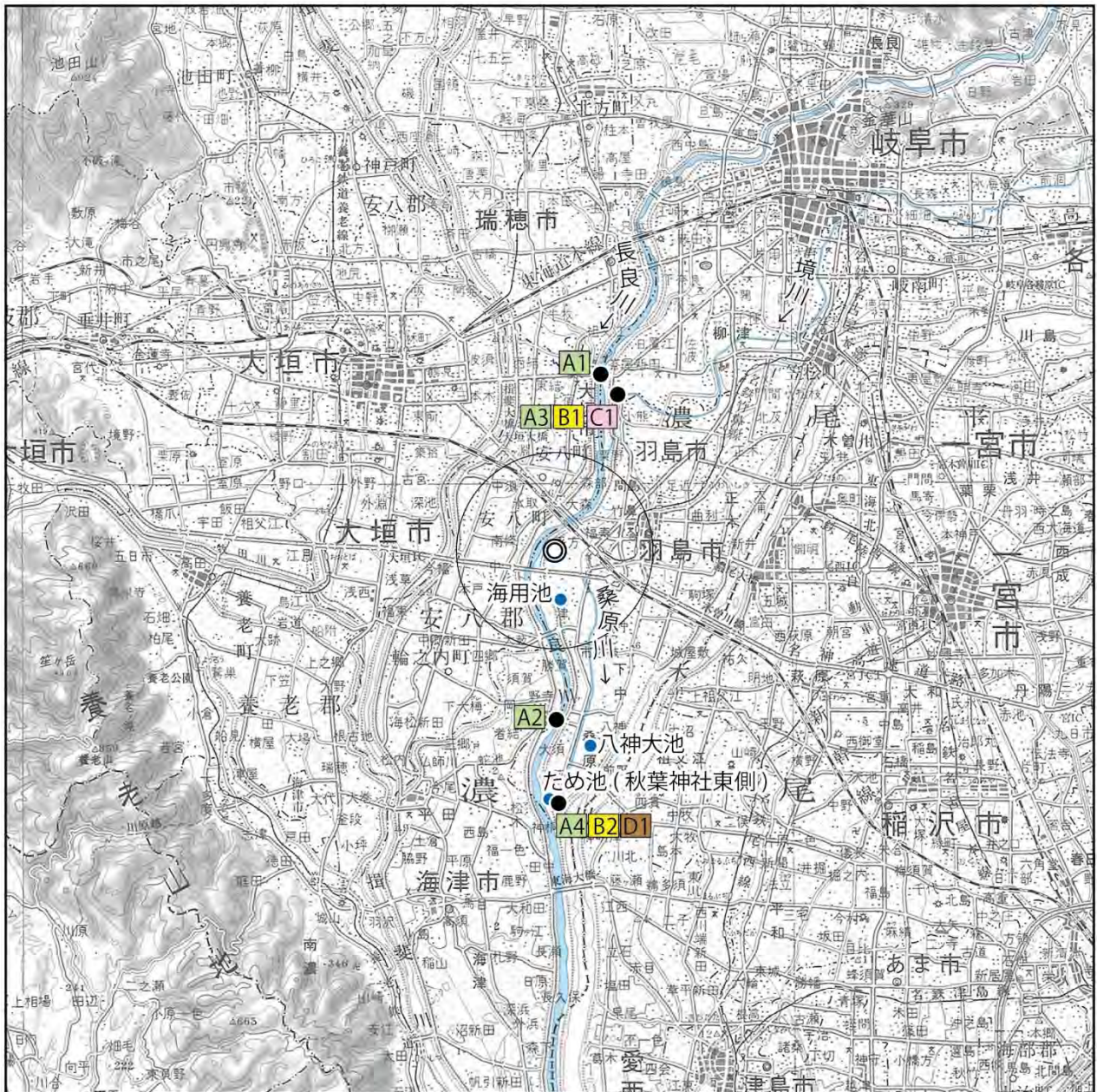
人の健康の保護に関する項目は、水域類型指定されている 3 地点で環境基準を達成していた。生活環境の保全に関する項目は、長良川下流の 2 地点で大腸菌群数が環境基準を達成していない。また、生物化学的酸素要求量(BOD)75%値は、この 5 年間類型指定されている 3 地点で環境基準を達成していた。

表 3.1-7 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

区分	水域	類型	指定年月日
河川	長良川下流 (伊自良川合流点より下流)	A	平成 14 年 7 月 15 日
	境川(全域)	C	平成 21 年 2 月 27 日
	桑原川(全域)	C	昭和 56 年 4 月 7 日

注) 類型については、表 3-2-31 参照。

出典:「環境白書 令和元年」(岐阜県)



この地図は、国土交通省国土地理院発行の 20 万分の 1 地形図を基に作成した。

出典:「環境白書 令和元年」(岐阜県)

図 3.1-9 河川及びため池の分布状況及び水質、底質の調査位置図

表 3.1-8(1) 河川の水質調査結果(平成 30 年度)

地点名:水域類型		長良川下流(長良大橋): 河川A類型			長良川下流(南濃大橋): 河川A類型		
		平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値
生活環境の保全に関する項目	測定項目						
	pH	7.5	7.2	9.0	7.5	7.1	7.7
	DO	10.0	8.9	12.0	9.5	7.5	11.0
	BOD	0.7	<0.5	1.1	0.8	<0.5	1.3
	COD	1.9	0.8	2.8	1.9	1.3	2.6
	SS	2	<1	6	2	<1	4
	大腸菌群数	4,300	490	17,000	6,200	240	22,000
	n-ヘキサン抽出物質	ND	ND	ND	—	—	—
人の健康の保護に関する項目	全窒素	0.77	0.41	1.00	0.82	0.60	1.10
	全燐	0.045	0.030	0.065	0.055	0.041	0.073
	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	—	—
	全シアン	ND	ND	ND	—	—	—
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—
	六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	—	—	—
	砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	—
	アルキル水銀	—	—	—	—	—	—
	PCB	ND	ND	ND	—	—	—
	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	—	—
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	—	—	—
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	—
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—
	トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—
	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	—
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—
	チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—
	シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	—	—
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—
	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—
	セレン	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.52	0.42	0.77	—	—	—
	ふっ素	<0.08	<0.08	<0.08	—	—	—
	ほう素	<0.02	<0.02	<0.02	—	—	—
	1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—

注) 1. 項目の単位は、pH は(単位なし)、大腸菌群数は(MPN/100mL)、その他は(mg/L)である。

2. 表中の記号の意味は次のとおりである。—:測定を行っていない、ND:検出されない

3. 環境基準については表 3.2-30、表 3.2-31 参照。

出典:「公共用水域の水質調査結果」(岐阜県ホームページ)

表 3.1-8 (2) 河川の水質調査結果(平成 30 年度)

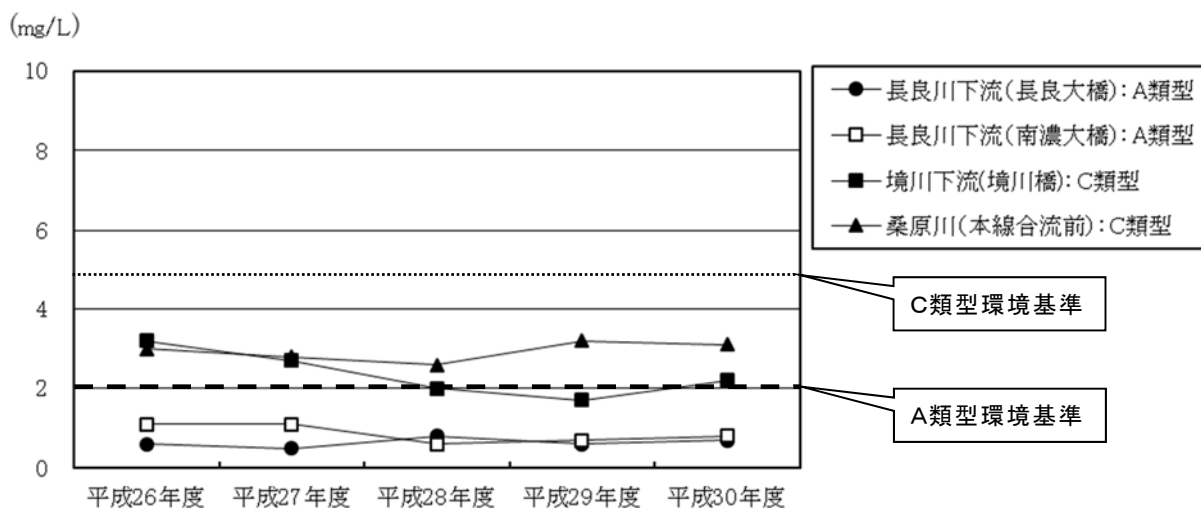
地点名:水域類型		境川下流(境川橋): 河川C類型			桑原川(本川合流前): 河川C類型		
		平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値
生活環境の保全に関する項目	測定項目						
	pH	7.3	7.0	7.4	7.1	6.9	7.4
	DO	7.6	6.8	8.3	6.6	4.8	9.8
	BOD	2.2	0.7	4.3	3.1	1.3	5.8
	COD	4.8	3.0	7.3	5.6	3.7	8.5
	SS	7	2	10	9	4	14
	大腸菌群数	—	—	—	—	—	—
	n-ヘキササン抽出物質	—	—	—	—	—	—
	全窒素	3.7	1.6	6.7	3.0	1.5	5.3
	全燐	0.27	0.16	0.39	0.21	0.085	0.25
人の健康の保護に関する項目	カドミウム	—	—	—	—	—	—
	全シアン	ND	ND	ND	—	—	—
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—
	六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	—	—	—
	砒素	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—
	総水銀	—	—	—	—	—	—
	アルキル水銀	—	—	—	—	—	—
	PCB	ND	ND	ND	—	—	—
	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	—	—
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	—	—	—
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	—
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—
	トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—
	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	—
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—
	チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—
	シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	—	—
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—
	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—
	セレン	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.6	1.3	1.9	1.20	0.60	2.10
	ふっ素	<0.08	<0.08	<0.08	—	—	—
ほう素	0.02	0.02	0.02	—	—	—	
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—	

注) 1. 項目の単位は、pHは(単位なし)、大腸菌群数は(MPN/100mL)、その他は(mg/L)である。

2. 表中の記号の意味は次のとおりである。—:測定を行っていない、ND:検出されない

3. 環境基準については表 3.2-30、表 3.2-31 参照。

出典:「公共用水域の水質調査結果」(岐阜県ホームページ)



注) 平成 27 年度の長良川下流の BOD75%値は報告下限値 (0.5mg/L) 未満である。
 出典:「公共用水域の水質調査結果」(岐阜県ホームページ)を基に作成

図 3.1-10 河川水質(BOD 75%値)の経年変化

平成 30 年度の水質に係るダイオキシン類調査は、桑原川の本川合流前地点で実施されており、その位置は図 3.1-9 に、調査結果は表 3.1-9 に示すとおりである。

ダイオキシン類の調査結果は年間平均値が 0.38~0.71pg-TEQ/L で、環境基準を下回っていた。

表 3.1-9 水質に係るダイオキシン類の調査結果(平成 30 年度)

河川名	調査地点	ダイオキシン類(pg-TEQ/L)				
		4 月	7 月	10 月	1 月	年間平均値
境川	境川橋	0.71	0.53	0.14	0.12	0.38
桑原川	本川合流前	1.70	0.55	0.33	0.25	0.71

注) 水質に係るダイオキシン類の環境基準は「年間平均値が1pg-TEQ/L 以下」である。
 出典:「ダイオキシン類モニタリング調査結果」(岐阜県ホームページ)

(2) 水底の底質

事業実施区域及びその周囲では、長良川水域の境川の境川橋で水底の底質調査が行われている(図 3.1-9 参照)。平成 30 年度の底質の調査結果は、暫定除去基準が定められている PCB が 0.01mg/kg 未満で、暫定除去基準値(PCB:10ppm(=10mg/kg)以上)を大きく下回っていた。

出典:「河川底質の調査結果」(岐阜県ホームページ)

平成 30 年度の底質に係るダイオキシン類調査は、桑原川の本川合流前で実施されており(図 3.1-9 参照)、調査結果を表 3.1-10 に示す。

ダイオキシン類の調査結果は 3.1pg-TEQ/g で、環境基準を下回っていた。

表 3.1-10 底質に係るダイオキシン類の調査結果(平成 30 年度)

河川名	調査地点	ダイオキシン類(pg-TEQ/g)
桑原川	本川合流前	3.1

注) 水底の底質に係るダイオキシン類の環境基準は「150pg-TEQ/g 以下」である。

出典:「ダイオキシン類モニタリング調査結果」(岐阜県ホームページ)

3.1.6 土壌及び地盤の状況

平成 30 年度の土壌汚染に関する苦情件数は、岐阜県内では 5 件、苦情件数全体の約 0.3% (平成 29 年度は 2 件、0.1%) で、そのうち羽島市は 0 件であった。岐阜県内では、地盤沈下に関する苦情はなかった。

出典:「環境白書 平成 30 年～令和元年」(岐阜県)、「羽島市の環境 平成 30 年版」(羽島市)

(1) 地盤

事業実施区域で行われたボーリングによって明らかとなった地質順序を表 3.1-11 に、代表断面図を図 3.1-11 に示す。

事業実施区域周辺における地盤は、氾濫原堆積物、南陽層・上部砂層、南陽層・下部粘土層、濃尾層、第一礫層により構成されている。

地盤沈下の状況については、平成 30 年度に水準測量が実施されている。事業実施区域周辺にある地点における水準測量地点での標高の変化を表 3.1-12 に、測量地点の位置を図 3.1-12 に示す。

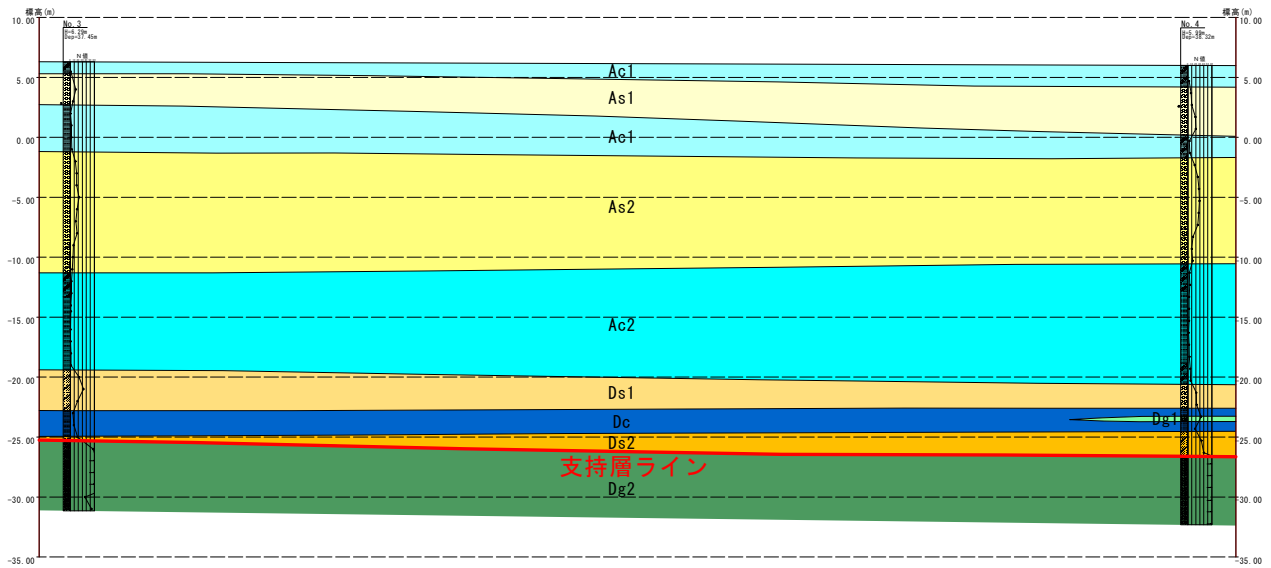
平成 29 年～30 年の1年間の変動量が最も大きい地点は、岐阜市藪田で+0.28cm、最も小さい地点は羽島市竹鼻町で+0.04cm であった。昭和 47 年からの累積変動量が最も大きい地点は、海津市海津町内野で-9.27cm、最も小さい地点が羽島市竹鼻町で-5.87cm となっている。

出典:「環境白書 令和元年」(岐阜県)

表 3.1-11 地質順序

地質年代		地質系統		土質名	記号
新生代 第四紀	完新世	氾濫原堆積物		粘性土	Ac1
				砂質土	As1
		南陽層	上部砂層	砂質土	As2
			下部粘土層	粘性土	Ac2
	更新世	濃尾層		砂質土	Ds1
				粘性土	Dc
				礫質土	Dg1
				砂質土	Ds2
		第一礫層		礫質土	Dg2

出典:「岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備に伴う地質調査業務委託」(岐阜羽島衛生施設組合)



出典:「岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備に伴う地質調査業務委託」(岐阜羽島衛生施設組合)

図 3.1-11 代表地質断面図

表 3.1-12 主要水準点の標高の変化

水準点番号 (所在地)	昭和 47 年標高 (A)	平成 29 年標高 (B)	平成 30 年標高 (C)	年間変動量 (C)－(B)	累積変動量 (昭和 47 年より)
G7(岐阜市藪田)	8.3225m	8.2622m	8.2650m	0.28cm	-6.21cm
G14(羽島市竹鼻町)	7.6544m	7.6050m	7.6054m	0.04cm	-5.87cm
G22(安八町東結)	5.6871m	5.6092m	5.6083m	-0.09cm	-8.17cm
G27(海津市海津町内野)	0.5528m	0.4716m	0.4701m	-0.15cm	-9.27cm
G48(大垣市中川町)	7.5914m	7.5231m	7.5206m	-0.25cm	-6.18cm

注) 国土地理院により平成 13 年に標高が修正されたため、累積変動量は「(C)－(A)」と一致しない。

出典:「環境白書 令和元年」(岐阜県)



凡 例

◎ 事業実施位置

○ 関係地域 (半径 3km)

● 水準測量地点

G7	岐阜市藪田
G14	羽島市竹鼻町
G22	安八町東結
G27	海津市海津町内野
G48	大垣市中川町

● 変動量 (cm)

変動量は、平成 29 年～ 30 年の
1 年間の値



1 : 200,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の 20 万分の 1 地形図を基に作成した。

出典：「環境白書 令和元年」(岐阜県)

図 3.1-12 水準測量地点の位置

(2) 地下水

中部地方整備局及び岐阜県が実施した地下水の水質調査のうち、事業実施区域周辺における羽島市桑原町大須、羽島市竹鼻町及び羽島市正木町の調査結果は表 3.1-13 に示すとおりである。

調査したすべての項目について環境基準に適合していた。

表 3.1-13 地下水の水質調査結果(平成 30 年度)

調査機関	中部地方整備局	岐阜県	岐阜県	環境基準値
調査地点	羽島市桑原町大須	羽島市竹鼻町	羽島市正木町	
採水年月日	H30.5.8	H30.9.26	H30.9.26	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
全シアン	検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと。
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 mg/L 以下
六価クロム	<0.01	<0.02	<0.02	0.05 mg/L 以下
砒素	0.006	<0.005	<0.005	0.01 mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	-	検出しない	検出しない	検出されないこと。
PCB	検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと。
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L 以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.02	0.55	0.48	10 mg/L 以下
ふっ素	<0.08	<0.08	<0.08	0.8 mg/L 以下
ほう素	<0.02	<0.02	<0.02	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注) 1. 項目の単位は(mg/L)である。

2. 表中の「-」は測定していないことを示す。

出典:「地下水の水質調査結果」(岐阜県ホームページ)

(3) 土壌

事業実施区域及びその周囲では、土壌汚染対策法に基づく指定区域(土壌の汚染状態が指定基準に適合しない区域)はない。

一般土壌に係るダイオキシン類調査は、平成17年度に事業実施区域から東北東約5.1kmの地点にある正木町総合運動場で測定が行われた結果、環境基準を達し良好な状態であった。

平成17年度の調査結果は表3.1-14に示すとおりである。

ダイオキシン類の濃度は0.99pg-TEQ/gであり、環境基準値を大きく下回っていた。

表 3.1-14 土壌に係るダイオキシン類の調査結果

調査地点	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g)	調査年度
正木町総合運動場	0.99	平成17年度

注) 土壌に係るダイオキシン類の環境基準は「年間平均値が1000pg-TEQ/g以下」である。

出典:「羽島市の環境 平成30年版」(羽島市)

3.1.7 地形及び地質の状況

(1) 地形

事業実施区域及びその周囲の地形は、図 3.1-13 に示すとおりである。

事業実施区域は、岐阜県南西部に位置する羽島市福寿町平方地内であり、濃尾平野の中部域にあたる沖積低地が広がる地域である。

事業実施区域を含む濃尾平野の地表地形は三角州低地や氾濫谷底平野地形からなり、極緩く南へ傾斜する。

低地内には微地形として木曾三川が洪水時に移動して土砂を堆積した時の跡を示す自然堤防が無数に存在する。

(2) 地質

事業実施区域及びその周囲における表層地質の状況は、図 3.1-14 に示すとおりである。

濃尾平野の表層部は、第四紀の更新世及び完新世の地層の分布が大部分となっている。

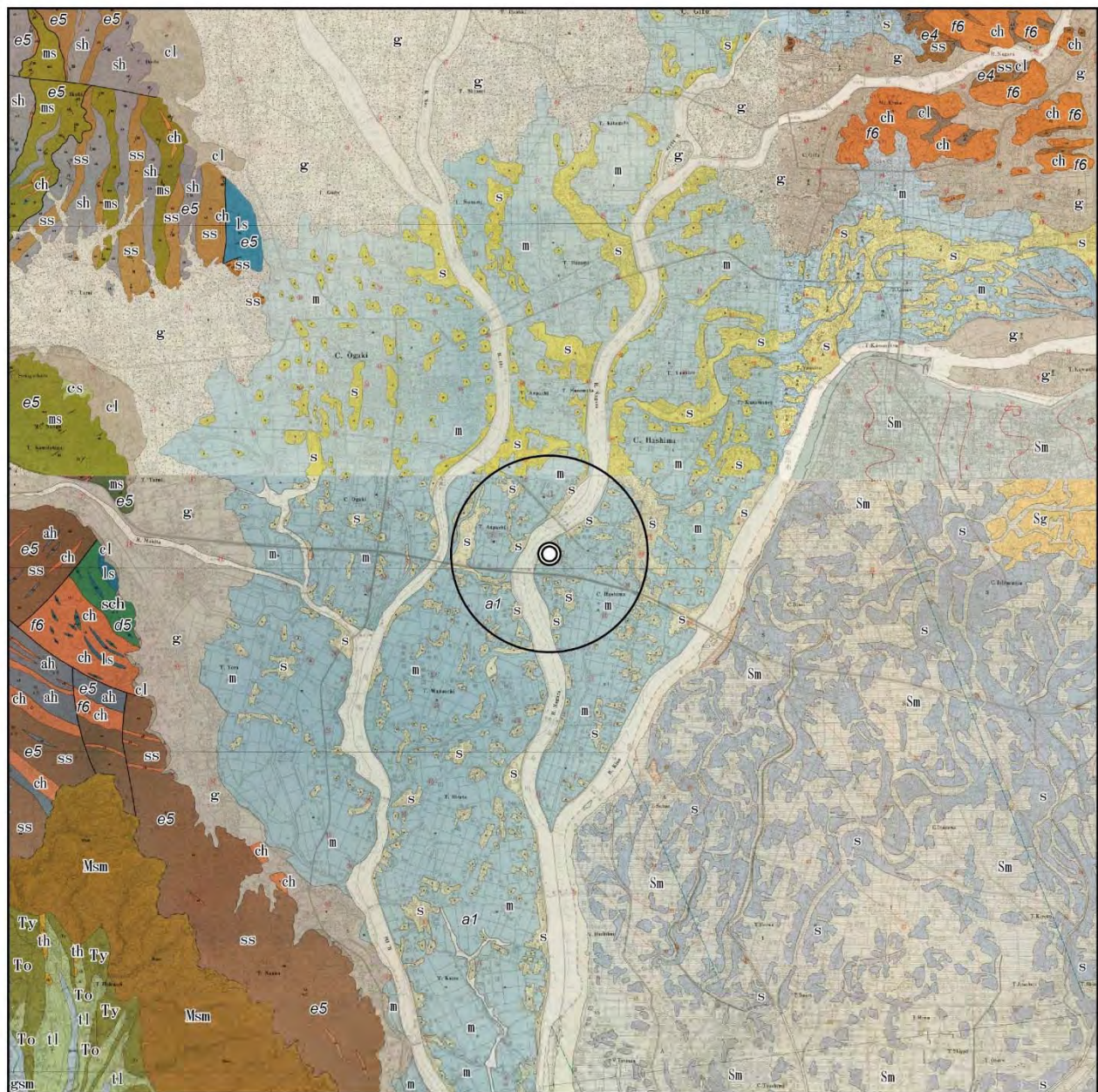
事業実施区域及びその周囲の地層は長良川により運ばれた堆積物の砂層及び泥層で形成され、事業実施区域の北側で未固結堆積物の砂、南側で未固結堆積物の泥が主となっている。

(3) 重要な地形、地質及び活断層

事業実施区域及びその周囲における重要な地形、地質及び活断層の状況は、図 3.1-15 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲に重要な地形、地質は存在しない。

活断層としては、事業実施区域の西に養老断層がある。また、伏在断層(厚い地層に隠れており、地表では変形地形が認められない断層)として、事業実施区域の東に岐阜:一宮断層、事業実施区域の南西に大藪:津島断層、さらに西に大垣:今尾断層がある。

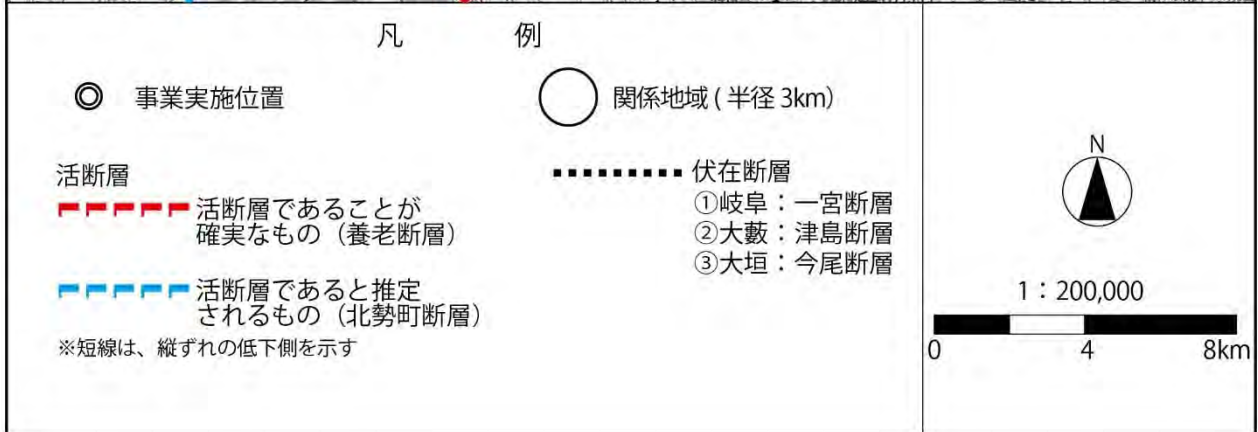
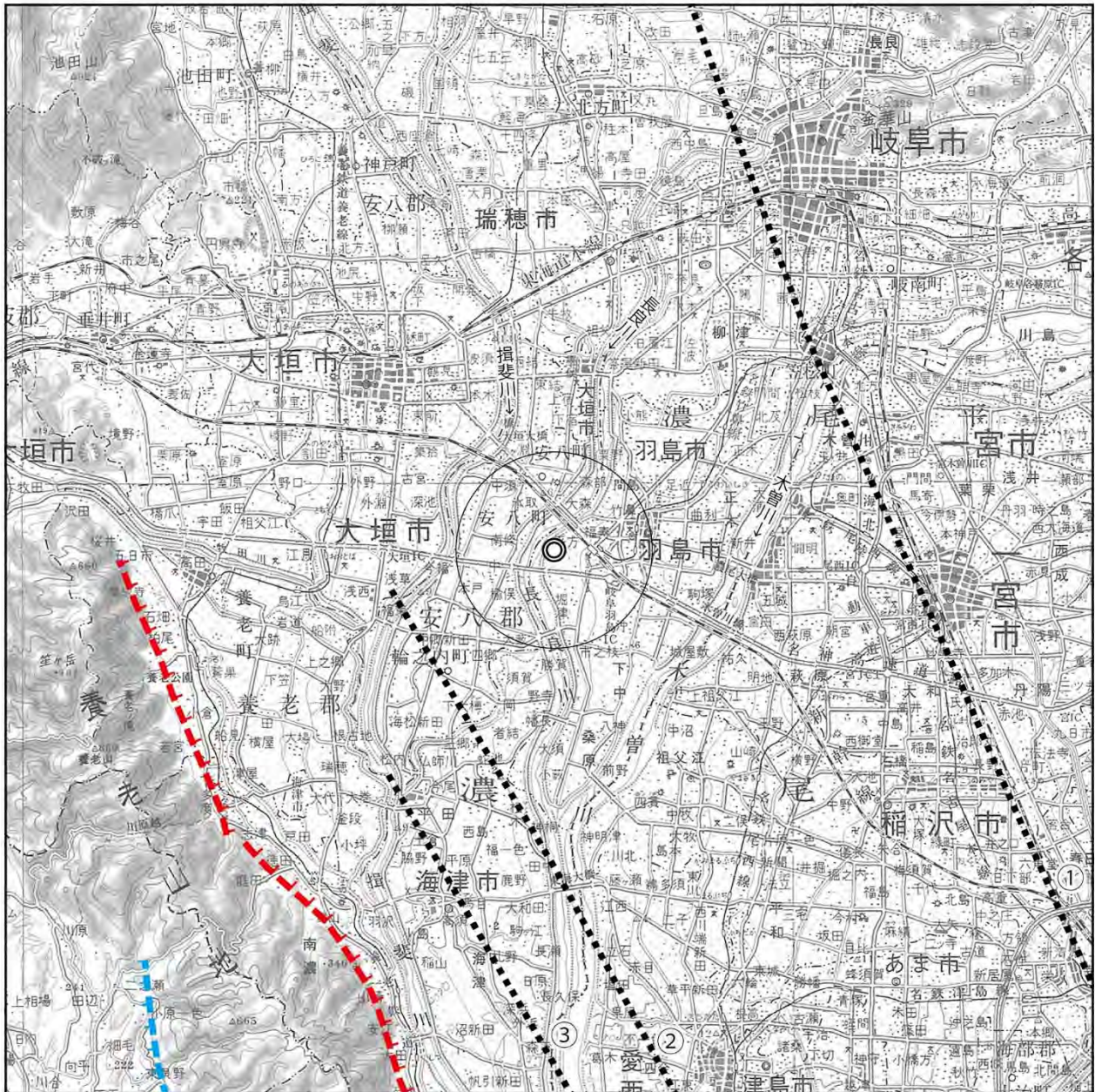


凡 例



出典:「土地分類基本調査 土地分類図(表層地質図)岐阜県」(昭和 60 年国土庁監修)

図 3.1-14 表層地質の状況



この地図は、国土交通省国土地理院発行の20万分の1地形図を基に作成した。
 (注) 伏在断層は、厚い地層に隠れており、地表では変形地形が認められない断層を示す。
 出典:「治水地形分類図」(国土地理院)、「日本の活断層」(1995年活断層研究会)

図 3.1-15 重要な地形、地質及び活断層の状況

3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物

現地調査計画の立案に先立ち、現地調査範囲に生息する可能性がある動物について、既存文献、資料から動物相の概要及び重要な動物の状況を把握した。既存文献、資料については、現地調査範囲に関する情報が含まれるものを網羅的に整理したため、現地調査範囲に生息する可能性が低いものが含まれることに留意する必要がある。

1) 動物相の概要

事業実施区域及びその周囲が位置する羽島市及び安八町は、木曾川及び長良川により運び込まれた土砂により形成された濃尾平野に位置し、それらの河川沿いに市街地と水田が広がっている。また、羽島市には様々な用水路が点在し、樹林は社寺林等にわずかに残存する程度である。

このような生息環境における動物相についてみると、哺乳類では農耕地や水辺環境を中心にイタチ属の一種やカヤネズミ等が生息すると推測される。

鳥類については、河川や用水路等の水辺環境ではサギ類、カモ類、シギ・チドリ類、市街地では、スズメ、ヒヨドリ、キジバト等が生息すると推測される。

爬虫類では、用水路や水田にクサガメ、水田に接する畑や堤防にはアオダイショウ、シマヘビ、カナヘビ等が生息すると推測される。

両生類では、トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル、イモリ等が用水路や池、水田等に生息すると推測される。

淡水魚類は、桑原川等の河川や用水路にフナ、止水域ではメダカが生息すると推測されるが、オオクチバス、ブルーギル等の外来種の影響で、在来の淡水魚類は減少傾向にある可能性がある。

昆虫類は、河川や水田等の水辺環境が多いことから、トンボ類、ユスリカ類、平地の草地にはバッタ類、チョウ類等が多く生息すると推測される。

甲殻類は、河川や水田等にアメリカザリガニ等が生息すると推測される。

淡水貝類は、河川の淡水域にマシジミやドブガイ、汽水域にはヤマトシジミが生息すると推測される。

また、長良川の事業実施区域付近の範囲を含む区間で国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所が実施した長良川上流区間の河川水辺の国勢調査における調査結果によると、表 3.1-15 に示す動物種が確認されている。

表 3.1-15 河川水辺の国勢調査(長良川上流区間)における確認種の状況

調査区分	科数	種数	主な確認種	調査年度	調査区間 (上流～下流)
哺乳類	6	10	ヌートリア、ホンドタヌキ、 ホンドギツネ	平成 26 年度	中川原排水樋管(55kp 付近) ～ 大藪大橋(31kp 付近)
鳥類	28	59	ヒヨドリ、カワラヒワ、スズメ	平成 23 年度	日野揚排水機場(56kp 付近) ～ 新桑原川排水機場(25kp 付近)
爬虫類	2	2	ニホンカナヘビ、クサガメ	平成 25 年度	中川原排水樋管(55kp 付近) ～ 大藪大橋(31kp 付近)
両生類	3	4	ヌマガエル、ツチガエル	平成 25 年度	中川原排水樋管(55kp 付近) ～ 森部排水機場(34kp 付近)
魚類	11	34	オイカワ、ヨシノボリ類、 ギンブナ	平成 26 年度	千鳥橋下流(58kp 付近) ～ 大藪大橋(31kp 付近)
陸上昆虫類	164	814	シオカラトンボ、クマゼミ、 モンシロチョウ	平成 28 年度	忠節橋(50kp 付近) ～ 須賀(31kp 付近)
底生動物	64	162	スジエビ、ミズカマキリ、 モクズガニ	平成 28 年度	千鳥橋下流(58kp 付近) ～ 羽島大橋上流(35kp 付近)

出典:「河川環境データベース(河川水辺の国勢調査)」(国土交通省ホームページ)

2) 重要な動物

「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック(動物編)改訂版-」(平成 22 年 岐阜県)による事業実施区域が位置する羽島市及び事業実施区域の長良川対岸に位置する安八町で確認された注目すべき動物種を表 3.1-16 に示す。

哺乳類についてはカヤネズミが確認されている。

鳥類についてはオオタカ、サンバ、タマンギ、コアジサシの 4 種が確認されている。

爬虫類についてはクサガメが確認されている。

両生類についてはニホンアカガエルとナゴヤダルマガエルの 2 種が確認されている。

魚類についてはヤリタナゴ、ツチフキ、ホトケドジョウ、カマキリ(アユカケ)、スズキ、ドンコ、マハゼの 7 種が確認されている。

昆虫類についてはベニイトトンボ、ムスジイトトンボ、アオヤンマ、ナゴヤサナエ、オグマサナエ、トラフトンボ、ベッコウトンボ、マイコアカネ、オオキトンボ、シルビアシジミ、ハイイロボクトウ、カワラハンミョウ、オオクワガタの 13 種が確認されている。

甲殻類については重要な種は確認されていない。

貝類についてはマルタニシ、クロダカワニナ、マメタニシ、マシジミ、ナミマイマイの 5 種が確認されている。

表 3.1-16 重要な動物

No.	類名	目名	科名	種名	指定状況				
					①	②	③	④	
1	哺乳類	ネズミ目(齧歯目)	ネズミ科	カヤネズミ	-	-	-	NT	
2	鳥類	タカ目	タカ科	オオタカ	-	-	NT	NT	
3				サシバ	-	-	VU	NT	
4		チドリ目	タマシギ科	タマシギ	-	-	VU	NT	
5				カモメ科	コアジサシ	-	-	VU	VU
6		爬虫類	カメ目	イシガメ科	クサガメ	-	-	-	DD
7	両生類	無尾目	アカガエル科	ニホンアカガエル	-	-	-	NT	
8				ナゴヤダルマガエル	-	-	EN	VU	
9	魚類	コイ目	コイ科	ヤリタナゴ	-	-	NT	NT	
10				ツチフキ	-	-	EN	DD	
11			ドジョウ科	ホトケドジョウ	-	-	EN	NT	
12		カサゴ目	カジカ科	カマキリ(アユカケ)	-	-	VU	VU	
13		スズキ目	スズキ科	スズキ	-	-	-	NT	
14				ドンコ科	ドンコ	-	-	-	NT
15	ハゼ科			マハゼ	-	-	-	NT	
16	昆虫類	トンボ目(蜻蛉目)	イトトンボ科	ベニイトトンボ	-	-	NT	VU	
17				ムスジイトトンボ	-	-	-	NT	
18			ヤンマ科	アオヤンマ	-	-	NT	VU	
19			サナエトンボ科	ナゴヤサナエ	-	-	VU	NT	
20				オグマサナエ	-	-	NT	DD	
21			エゾトンボ科	トラフトンボ	-	-	-	NT	
22			トンボ科	ベッコウトンボ	-	国内	CR	CR+EN	
23				マイコアカネ	-	-	-	NT	
24				オオキトンボ	-	-	EN	CR+EN	
25			チョウ目(鱗翅目)	ボクトウガ科	ハイイロボクトウ	-	-	NT	DD
26					シジミチョウ科	シルビアシジミ	-	-	EN
27	コウチュウ目(鞘翅目)	ハンミョウ科	カワラハンミョウ	-	-	EN	CR+EN		
28			クワガタムシ科	オオクワガタ	-	-	VU	VU	
29	貝類	ニナ目(中腹足目)	タニシ科	マルタニシ	-	-	VU	NT	
30			カワニナ科	クロダカワニナ	-	-	NT	NT	
31			エゾマメタニシ科	マメタニシ	-	-	VU	VU	
32		ハマグリ目(マルスダレガイ目)	シジミ科	マシジミ	-	-	VU	NT	
33		マイマイ目(柄眼目)	オナジマイマイ科	ナミマイマイ	-	-	-	NT	

- 注) 1. 重要な種は、既存文献から各市町で記録のある種を基に以下の選定基準から抽出した。
2. 選定基準は以下のとおりである。
- ①:「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づく天然記念物及び特別天然記念物に指定されている種
 - ②:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成 4 年法律第 75 号)に基づく国内希少動植物種、国際希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種及び緊急指定種に指定されている種
 - ③:「レッドリスト 2019」(平成 31 年環境省)に記載されている種
 - ④:「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック(動物編)改訂版-」(平成 22 年岐阜県)に記載されている種
3. ①～④の選定基準の()内の記号は以下のとおりである。
- ①/特天:国指定特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物
 - ②/国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定
 - ③・④/EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
4. 岐阜県ホームページ「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック(動物編)改訂版-」記載の分布図より、着色されたメッシュが事業実施区域及びその周辺に係る種を選出。
5. 「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック(動物編)改訂版-」より分布状況が非公表の種を含めていない。
- 出典:「国内希少野生動植物種及び緊急指定種一覧」(環境省)、「国際希少野生動植物種一覧」(環境省)、「環境省レッドリスト 2019」(平成 31 年環境省)、「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック(動物編)改訂版-」(平成 22 年岐阜県)

(2) 植物

現地調査計画の立案に先立ち、現地調査範囲に生育する可能性がある植物及び植生について、既存文献、資料から植生の概要、重要な植物及び群落の状況を把握した。既存文献、資料については、現地調査範囲に関する情報が含まれるものを網羅的に整理したため、現地調査範囲に生育する可能性が低いものが含まれることに留意する必要がある。

1) 植生の概要

羽島市及び安八町においては、昭和 58 年に現存植生調査が実施されており、その調査結果は図 3.1-16 に示すとおりである。

現存植生調査の結果図より、事業実施区域及びその周囲で畑地雑草群落及び水田雑草群落、長良川の堤防でヨシに代表される湿地が広く見られ、湿地にはヨシ原といった湿原植生が分布しているとみられる。

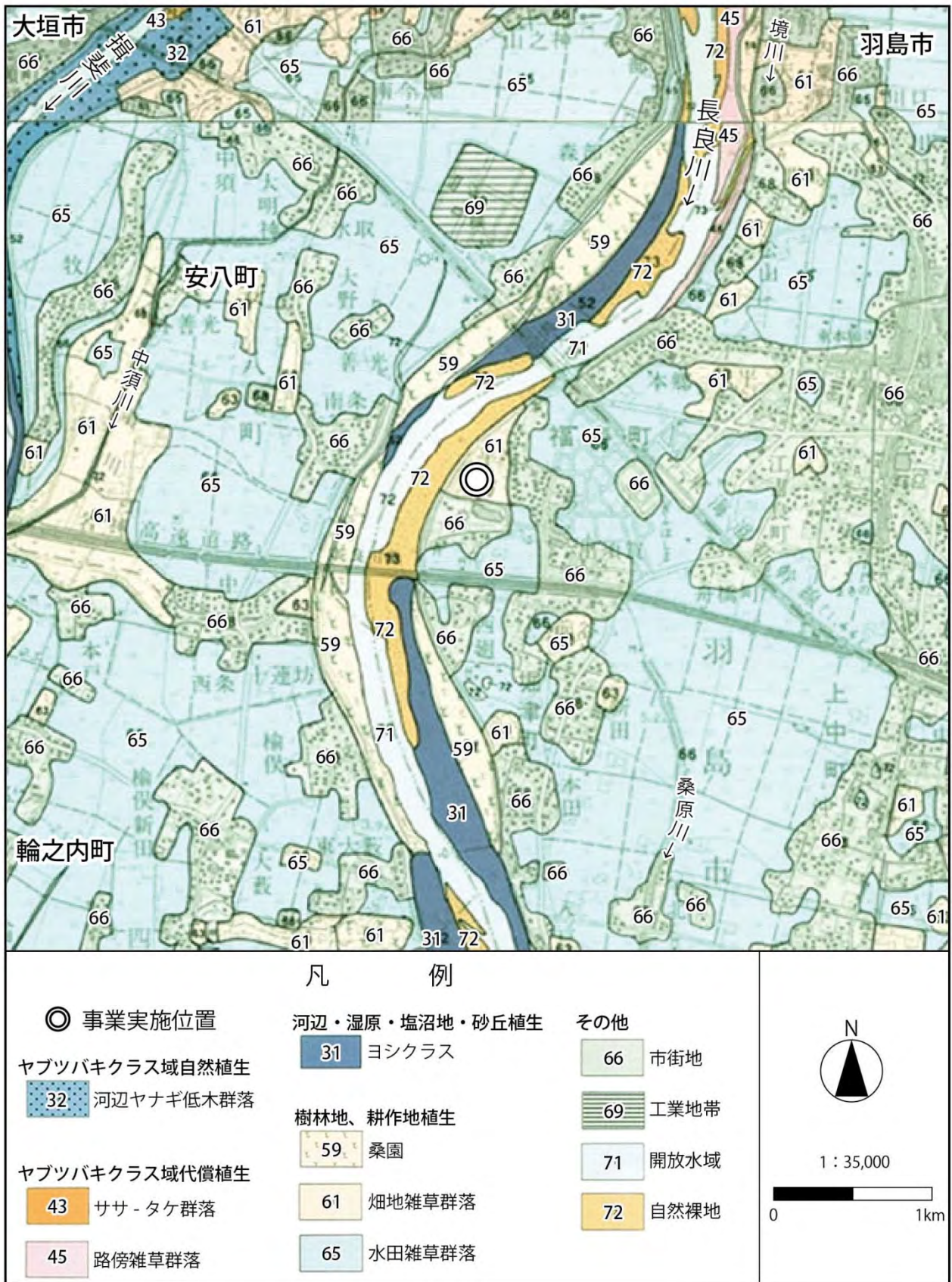
長良川の事業実施区域付近の範囲を含む区間国交通省中部地方整備局長良川上流河川事務所が実施した河川水辺の国勢調査における調査結果によると、112 科 717 種の植物が確認されている。

2) 重要な植物及び植物群落

事業実施区域が位置する羽島市及び他事業実施区域の長良川対岸である安八町で確認されている重要な植物種を表 3.1-17(1)～(2)に示す。

重要な植物としては、98 種確認されているが、重要な植物群落は確認されていない。

事業実施区域周辺の天然記念物を表 3.1-18 に、位置を図 3.1-17 に示す。



出典:「第3回自然環境保全基礎調査(植生調査)現存植生図 岐阜県」(昭和62年環境庁)

図 3.1-16 現存植生図

表 3.1-17(1) 重要な植物

No.	科名	種名	指定状況			
			①	②	③	④
1	ミズニラ科	ミズニラ	-	-	VU	CR+EN
2	トクサ科	イヌスギナ	-	-	-	CR+EN
3	シシラン科	タキミシダ	-	-	EN	CR+EN
4	イノモトソウ科	マツザカシダ	-	-	-	CR+EN
5		ナチシダ	-	-	-	VU
6	チャセンシダ科	イチヨウシダ	-	-	NT	CR+EN
7	ウラボシ科	アオネカズラ	-	-	-	VU
8	デンジソウ科	デンジソウ	-	-	VU	CR+EN
9	サンショウモ科	サンショウモ	-	-	VU	CR+EN
10	ブナ科	クヌギ	-	-	-	DD
11		ナラガシワ	-	-	-	VU
12	イラクサ科	サンショウソウ	-	-	-	VU
13	タデ科	ウナギツカミ	-	-	-	NT
14		ヒメタデ	-	-	VU	DD
15		ホソバユスタデ	-	-	NT	NT
16		サデクサ	-	-	-	NT
17		ホソバノウナギツカミ	-	-	-	NT
18	ナデシコ科	ピランジ	-	-	-	CR+EN
19	キンポウゲ科	フクジュソウ	-	-	-	VU
20		レンゲショウマ	-	-	-	CR+EN
21		サバノオ	-	-	-	CR+EN
22		オキナグサ	-	-	VU	CR+EN
23	スイレン科	オニバス	-	-	VU	CR+EN
24	マツモ科	マツモ	-	-	-	NT
25	ボタン科	ヤマシャクヤク	-	-	NT	VU
26	ケシ科	キケマン	-	-	-	NT
27	アブラナ科	コイヌガラシ	-	-	NT	CR+EN
28	ベンケイソウ科	ツメレンゲ	-	-	NT	NT
29	ユキノシタ科	タキミチャルメルソウ	-	-	NT	VU
30		タコノアシ	-	-	NT	VU
31	バラ科	カワラサイコ	-	-	-	NT
32	マメ科	イヌハギ	-	-	VU	NT
33		マキエハギ	-	-	-	NT
34		ツルフジバカマ	-	-	-	NT
35	ヒメハギ科	カキノハグサ	-	-	-	VU
36		ヒナノキンチャク	-	-	EN	CR+EN
37	ウリ科	ゴキヅル	-	-	-	NT
38	ヒシ科	ヒメビシ	-	-	VU	CR+EN
39		コオニビシ	-	-	-	CR+EN
40	アリノトウグサ科	オグラノフサモ	-	-	VU	CR+EN
41	セリ科	キソガワシシウド	-	-	-	VU
42	ミツガシワ科	ヒメシロアサザ	-	-	VU	CR+EN
43		ガガブタ	-	-	VU	CR+EN
44	カガイモ科	スズサイコ	-	-	NT	NT
45	アカネ科	ホソバオオアリドオン	-	-	-	VU
46	ムラサキ科	ホタルカズラ	-	-	-	NT
47	ゴマノハグサ科	オオアブノメ	-	-	VU	VU
48		イヌノフグリ	-	-	VU	VU
49	タヌキモ科	イイタカムシトリスミレ	-	-	-	CR+EN
50	キク科	タカサゴソウ	-	-	VU	CR+EN
51		アキノハハコグサ	-	-	EN	VU
52		カワラニンジン	-	-	-	DD
53	トチカガミ科	トチカガミ	-	-	NT	CR+EN
54		コウガイモ	-	-	-	VU
55	ヒルムシロ科	イトモ	-	-	NT	VU
56	イバラモ科	ムサシモ	-	-	EN	CR+EN
57		イバラモ	-	-	-	CR+EN
58		オオトリゲモ	-	-	-	CR+EN

表 3.1-17(2) 重要な植物

No.	科名	種名	指定状況			
			①	②	③	④
59	ユリ科	ミノシライトソウ	-	-	EN	CR+EN
60		ミノコバイモ	-	-	VU	CR+EN
61		コシノコバイモ	-	-	-	VU
62		ヤマユリ	-	-	-	CR+EN
63		サクラインソウ	-	-	EN	CR+EN
64	アヤメ科	カキツバタ	-	-	NT	VU
65	イグサ科	ホソイ	-	-	-	NT
66	イネ科	ヒメコヌカグサ	-	-	NT	NT
67		ヒナザサ	-	-	NT	NT
68		ヌマカゼクサ	-	-	-	VU
69		コゴメカゼクサ	-	-	-	CR+EN
70		セイタカヨシ	-	-	-	NT
71	カヤツリグサ科	ウマスゲ	-	-	-	VU
72		オキナワジュズスゲ	-	-	-	NT
73		マツカサススキ	-	-	-	VU
74	ラン科	ヒナラン	-	-	EN	CR+EN
75		イワチドリ	-	-	EN	CR+EN
76		ギンラン	-	-	-	NT
77		キンラン	-	-	VU	VU
78		モイワラン	-	-	CR	DD
79		トケンラン	-	-	VU	CR+EN
80		マヤラン	-	-	VU	CR+EN
81		クマガイソウ	-	-	VU	CR+EN
82		セッコク	-	-	-	CR+EN
83		アキザキヤツシロラン	-	-	-	NT
84		ベニシュスラン	-	-	-	CR+EN
85		シュスラン	-	-	-	CR+EN
86		サギソウ	-	-	NT	CR+EN
87		ムヨウラン	-	-	-	CR+EN
88		エンシュウムヨウラン	-	-	-	VU
89		キイムヨウラン	-	-	-	CR+EN
90		スズムシソウ	-	-	-	CR+EN
91		セイタカスズムシソウ	-	-	-	CR+EN
92		ウチョウラン	-	-	VU	CR+EN
93		ハシナガヤマサギソウ	-	-	-	CR+EN
94		ヤマトキソウ	-	-	-	CR+EN
95		トキノソウ	-	-	NT	CR+EN
96		マツラン	-	-	VU	VU
97		クモラン	-	-	-	CR+EN
98	イイヌマムカゴ	-	-	EN	CR+EN	

- 注) 1. 重要な種は、既存文献から各市町で記録のある種を基に以下の選定基準から抽出した。
 2. 選定基準は以下のとおりである。
 ①:「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づく天然記念物及び特別天然記念物に指定されている種
 ②:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成 4 年法律第 75 号)に基づく国内希少動植物種、国際希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種及び緊急指定種に指定されている種
 ③:「環境省レッドリスト 2019」(平成 31 年環境省)に記載されている種
 ④:「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(植物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック(植物編)改訂版-」(平成 26 年岐阜県)に記載されている種
 3. ①~④の選定基準の()内の記号は以下のとおりである。
 ①/特天:国指定特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物
 ②/国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
 ③・④/EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 IA 類、EN:絶滅危惧 IB 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
 4. 岐阜県ホームページ「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(植物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック(植物編)改訂版-」記載の分布図より、着色されたメッシュが事業実施区域及びその周辺に係る種を選出。
 5. 「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(植物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック(植物編)改訂版-」より分布状況が非公表の種を含めていない。

出典:「国内希少野生動植物種及び緊急指定種一覧」(環境省)、「国際希少野生動植物種一覧」(環境省)、「環境省レッドリスト 2019」(平成 31 年環境省)、「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(植物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック(植物編)改訂版-」(平成 26 年岐阜県)

表 3.1-18 天然記念物

番号	名称	所在地	指定日 (岐阜県)	指定日 (羽島市、輪之内町)
①	竹鼻別院のフジ	羽島市竹鼻町 2803	昭和 45 年 4 月 7 日	昭和 44 年 1 月 15 日
②	神明神社の棕(ムク)	安八郡輪之内町四郷	-	昭和 32 年 9 月 3 日

注) 1. 表中の番号は図 3.1-17 の地点番号を示す。

2. 表中の「-」は指定されていないことを示す。

出典:「天然記念物」(岐阜県ホームページ)、「主な指定文化財」(羽島市ホームページ)、「輪之内町の文化財」(輪之内町教育委員会)

(3) 生態系

現地調査計画の立案に先立ち、現地調査範囲の生態系について、既存文献、資料から推測した生物の生息状況を踏まえて整理した。

事業実施区域及びその周囲は、ほとんどが市街地と農耕地で占められ、人為的影響を強く受けており、自然植生は極めて少ない。自然植生は、照葉樹林が社寺林等として点在している程度である。自然植生以外の植生としては、河川沿いや耕作地周辺、路傍に雑草群落が見られ、その周辺には水田雑草群落が広く分布している。

気候は全般的に温暖で、冬は降水量が少なく晴天が多い。夏から秋にかけては梅雨と台風により降水量が多く、高温多湿と言える。

動物については、農耕地やヨシ原にネズミ類等の小型の哺乳類が生息していると推測される。また、河川や池等の水辺環境が存在することから、サギ類やシギ・チドリ類といった水鳥が生息すると推測される。

事業実施区域及びその周囲には、ヌートリアやミシシippアカミミガメなどの外来種も確認されており、在来種の生息及び生育を脅かす存在となっていると推測される。

生態系の上位に位置する「上位性の種」としては、イタチ等の哺乳類、猛禽類、サギ類等の鳥類が生息していると推測される。イタチはネズミ類や昆虫類、魚類等の小動物を、猛禽類はネズミ類や魚類等の小動物を、サギ類は魚類、カエル類、昆虫類等を餌としている。

さらに、典型的な地域の生態系の特徴を表す「典型性の種」としては、農耕地では水田雑草群落等にトノサマガエル、畑地雑草群落等にネズミ類、水辺環境ではヨシ原等の湿原植生にカヤネズミ、オオヨシキリ等、市街地ではドブネズミ、ヒヨドリ、スズメ等が生息すると推測される。



この地図は、国土交通省国土地理院発行の2.5万分の1地形図を基に作成した。
 出典：「羽島市観光協会ウェブサイト」(羽島市観光協会)、「かんこう輪之内」(輪之内町ホームページ)

図 3.1-17 天然記念物の分布状況

3.1.9 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観

1) 景観資源

事業実施区域及びその周囲における主な景観要素としては、市街地、社寺林及び長良川の河川及びその支川がある。主要な景観資源の状況は表 3.1-19 に、その分布状況は図 3.1-18 に示すとおりである。

羽島市には永照寺、巨大円空モニュメント、安八町には中須川の桜、輪之内町には桜並木と報恩の碑がある。これらの景観資源のうち、永照寺は事業実施区域の近くにある。

表 3.1-19 主要な景観資源の状況

名称	景観資源の状況
永照寺	もと江戸時代尾張藩の藩校・明倫堂の聖堂を尾張から明治 6 年に移築された。聖堂建築の数少ない遺構として、岐阜県の文化財に指定されている。
巨大円空モニュメント	円空上人の偉大な事業を讃えるため、市制施行 50 周年を記念して「羽島市円空顕彰会」から寄贈を受け建立された。「円空生誕の地 羽島市」の新しいシンボルで、岐阜羽島駅前ですきわ目を引き、新幹線ホームからもよく見える巨大な像である。
中須川の桜	安八町の中央部を流れる中須川の両側には延長約 3km にわたり千本桜があり、4 月上旬に満開を迎える。
桜並木と報恩の碑	昭和 57 年、地域の老人会が植栽したもので、今では 600 本を数える。平成 19 年には、岐阜新聞の「岐阜県の新百景」にも選ばれている。報恩の碑には桜植樹の経緯が刻まれている。

出典：「羽島市観光協会ウェブサイト」(羽島市観光協会)、「観光案内」(安八町ホームページ)、「かんこう輪之内」(輪之内町ホームページ)

2) 主要な眺望点

事業実施区域及びその周囲に、事業実施区域及び周辺を広く見渡すことのできる展望施設等の眺望点は存在しない。



この地図は、国土交通省国土地理院発行の2.5万分の1地形図を基に作成した。
 出典：「羽島市観光協会ウェブサイト」(羽島市観光協会)、「観光案内」(安八町ホームページ)、「かんこう輪之内」(輪之内町ホームページ)

図 3.1-18 主な景観資源の状況

(2) 人と自然との触れ合い活動の場

事業実施区域及びその周囲における人と自然の触れ合い活動の場は、表 3.1-20 及び図 3.1-19 に示すとおりである。

対象事業実施区域に最も近い横手公園はトイレと遊具を備えた都市公園となっている。

また、対象事業実施区域の南約 1.1km の長良川左岸には長良川多目的運動場があり、サッカー場や陸上運動場及び砂場等を備えている。

表 3.1-20 人と自然の触れ合い活動の場

番号	名称	所在地
①	長良川多目的運動場	羽島市堀津町須賀地先
②	平方第一公園	羽島市福寿町平方 10-39
③	コスモパーク羽島	羽島市竹鼻町丸の内 6-1
④	羽島中央公園	羽島市江吉良町江西 2-35
⑤	横手公園	羽島市堀津町横手 3-5
⑥	平方第二公園	羽島市福寿町平方 5-13
⑦	横手東公園	羽島市堀津町横手 1-28
⑧	アンヒルパーク	安八郡安八町大野 80

注) 表中の番号は図 3.1-19 の地点番号を示す。

出典:「木曾川・長良川堤外施設」(羽島市)、「羽島市公園マップ」(羽島市)



この地図は、国土交通省国土地理院発行の2.5万分の1地形図を基に作成した。

出典：「木曾川・長良川堤外施設」(羽島市)、「羽島市公園マップ」(羽島市)

図 3.1-19 人と自然との触れ合い活動の場の分布状況

(3) 地域の歴史的文化的特性を生かした環境

羽島市、安八町及び輪之内町の指定文化財の状況を表 3.1-21 に示す。このうち事業実施区域及びその周囲の文化財(史跡、建造物、名勝、記念物)を表 3.1-22 に、位置図を図 3.1-20 に示す。

事業実施区域に埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

表 3.1-21 指定文化財の状況

項目	羽島市		安八町		輪之内町	
	県指定	市指定	県指定	町指定	県指定	町指定
史跡	9	27	-	15	4	7
名勝	-	-	-	-	-	-
天然記念物	1	5	-	-	-	1
建造物	1	3	-	-	-	-
絵画	4	17	-	4	-	2
書跡	1	7	-	5	-	1
彫刻	6	32	1	8	-	4
工芸	1	11	-	-	-	-
考古資料	-	3	-	-	-	1
歴史資料	-	1	-	-	-	-
典籍	-	-	-	-	-	-
古文書	-	6	-	2	-	6
絵画古文書	-	-	-	-	-	1
無形文化財	-	1	-	-	-	-
無形民俗文化財	1	2	-	-	-	1
有形民俗文化財	1	4	-	-	-	-
小計	25	119	1	34	4	24
合計	119		35		28	

注) 羽島市の県指定文化財は、全て市指定文化財と重複するため、合計に含めていない。

出典:「岐阜県ホームページ」(岐阜県)、「羽島市文化財一覧表」(羽島市)、「輪之内町の文化財」(輪之内町教育委員会)、安八町役場資料

表 3.1-22 事業実施区域及びその周囲の文化財(史跡、建造物、名勝、記念物)

番号	名称	所在地
①	永照寺本堂	羽島市福寿町平方 1372
②	竹鼻城跡	羽島市竹鼻町丸の内 3 丁目
③	永田佐吉墓	羽島市竹鼻町 2433-1
④	薩摩工事義歿者 竹中伝六喜伯之墓	羽島市竹鼻町 2804
⑤	薩摩工事義歿者 瀬戸山石助他 2 名墓	羽島市江吉良町 451
⑥	芭蕉の句碑	羽島市江吉良町 933
⑦	竹鼻別院のフジ	羽島市竹鼻町 2803
⑧	本郷渡しの跡	羽島市福寿町本郷
⑨	本郷城の跡	羽島市福寿町本郷 479-3
⑩	佐吉の先祖供養地蔵	羽島市堀津町東山 13
⑪	大藪洗堰跡	輪之内町大藪字新河原 2865-4
⑫	江翁寺薩摩義士墓	輪之内町楡俣新田 410
⑬	舛屋伊兵衛の墓	輪之内町大藪 1865
⑭	神明神社の椽	輪之内町四郷
⑮	勘右衛の馬除場	輪之内町楡俣新田
⑯	宝暦治水三之手出張小屋跡	輪之内町大藪 939-3
⑰	関ヶ原合戦戦没者埋葬の北塚	輪之内町大藪字砂山 107
⑱	庚申塔	安八町森部山之神
⑲	光顕寺	安八町森部表寺内
⑳	宇波刀神社	安八町森部一色
㉑	薬師堂	安八町森部下河原
㉒	名木林神社	安八町大森
㉓	大瀬古の大地蔵尊	安八町牧大瀬古組
㉔	伊富神社	安八町牧宮組
㉕	尉殿堤	安八町大明神

注) 表中の番号は図 3.1-20 の地点番号を示す。

出典:「岐阜県ホームページ」(岐阜県)、「羽島市文化財一覧表」(羽島市)、「輪之内町の文化財」(輪之内町教育委員会)、「安八町名所・史跡マップ」(安八町)



この地図は、国土交通省国土地理院発行の2.5万分の1地形図を基に作成した。

出典：「岐阜県ホームページ」(岐阜県)、「羽島市文化財一覧表」(羽島市)、「輪之内町の文化財」(輪之内町教育委員会)、「安八町名所・史跡マップ」(安八町)

図 3.1-20 指定文化財(史跡、記念物、建造物)の分布状況

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口等の状況

岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町、輪之内町及び安八町の人口の状況を表 3.2-1、人口の推移を図 3.2-1 に示す。

平成 30 年における人口は、岐阜市が最も多く 402,537 人、輪之内町が最も少なく 9,777 人、世帯数は岐阜市が最も多く 167,455 世帯、輪之内町が最も少なく 3,248 世帯となっている。

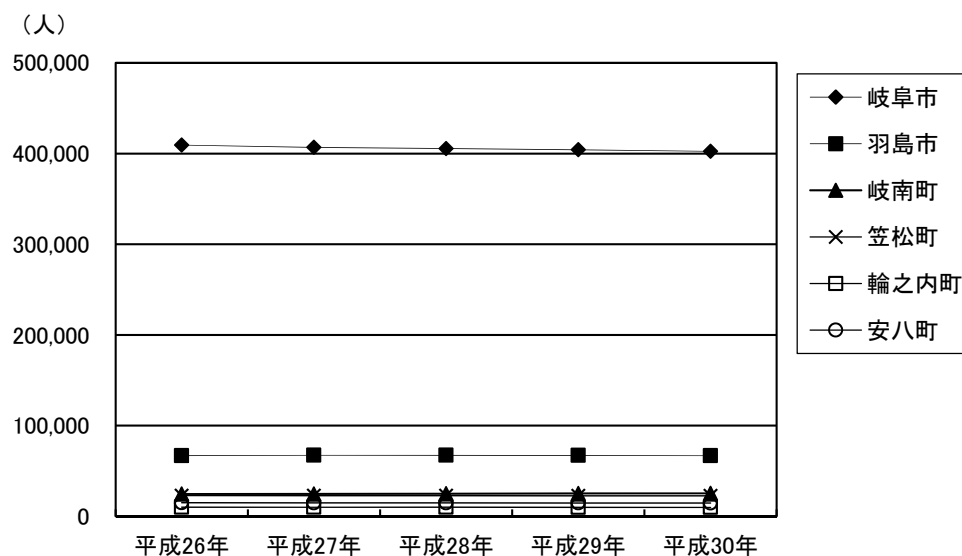
表 3.2-1 人口・世帯数等

項目 区分	人口 (人)	世帯数 (世帯)	対前年人口 増加率(%)	人口密度 (人/km ²)	面積 (km ²)
岐阜市	402,537	167,455	-0.4	1,977	203.60
羽島市	66,724	24,580	-0.5	1,243	53.66
岐南町	25,330	10,280	0.7	3,202	7.91
笠松町	22,560	8,412	-0.4	2,190	10.30
輪之内町	9,777	3,248	-0.4	438	22.33
安八町	14,600	4,792	-0.2	804	18.16

注) 1. 人口及び世帯数は平成 30 年 10 月 1 日現在。

2. 対前年人口増加率(%) = (今年度人口 / 前年度人口 - 1) × 100

出典: 「岐阜県統計書 平成 29 年～30 年」(岐阜県)



注) 人口は各年 10 月 1 日の値。

出典: 「岐阜県統計書平成 26 年～30 年」(岐阜県)

図 3.2-1 人口の推移

(2) 産業の状況

1) 産業大分類別従業者数

産業大分類別従業者数を表 3.2-2 に示す。

平成 28 年の産業大分類別従業者数は、岐阜市、羽島市及び岐南町では卸売業、小売業、笠松町、輪之内町及び安八町では製造業が最も多くなっている。

表 3.2-2 産業大分類別従業者数(平成 28 年)

単位:人

産業分類		岐阜市	羽島市	岐南町	笠松町	輪之内町	安八町
第一次産業	農林漁業	693	22	7	13	137	69
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	18	-	-	-	-	-
	建設業	12,942	2,054	1,009	275	368	445
	製造業	15,237	4,883	2,787	2,543	2,021	2,029
	合 計	28,197	6,937	3,796	2,818	2,389	2,474
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	992	-	-	-	-	-
	情報通信業	2,678	385	24	8	-	6
	運輸業、郵便業	7,679	1,472	1,553	662	452	380
	卸売業、小売業	45,382	5,091	4,183	1,547	923	703
	金融業、保険業	8,834	354	166	122	13	87
	不動産業、物品賃貸業	5,017	899	334	77	23	100
	学術研究、専門・技術サービス業	6,730	494	180	91	23	109
	宿泊業・飲食サービス業	20,217	2,393	1,621	294	82	233
	生活関連サービス業、娯楽業	8,815	1,226	767	233	151	90
	教育、学習支援業	7,587	672	204	177	7	34
	医療、福祉	26,998	2,679	1,006	2,294	272	321
	複合サービス事業	1,458	295	49	171	34	39
	サービス業(他に分類されないもの)	18,161	1,365	1,105	306	433	330
	合 計	160,548	17,325	11,192	5,982	2,413	2,432
総 数		189,438	24,284	14,995	8,813	4,939	4,975

注)1.平成 28 年 6 月 1 日現在

2.「-」は従業者がないことを示す。

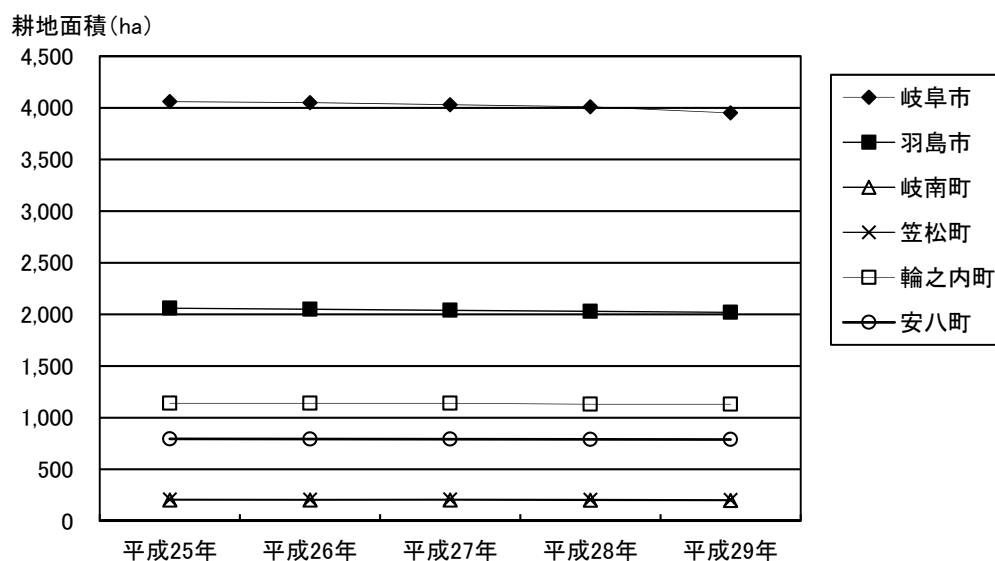
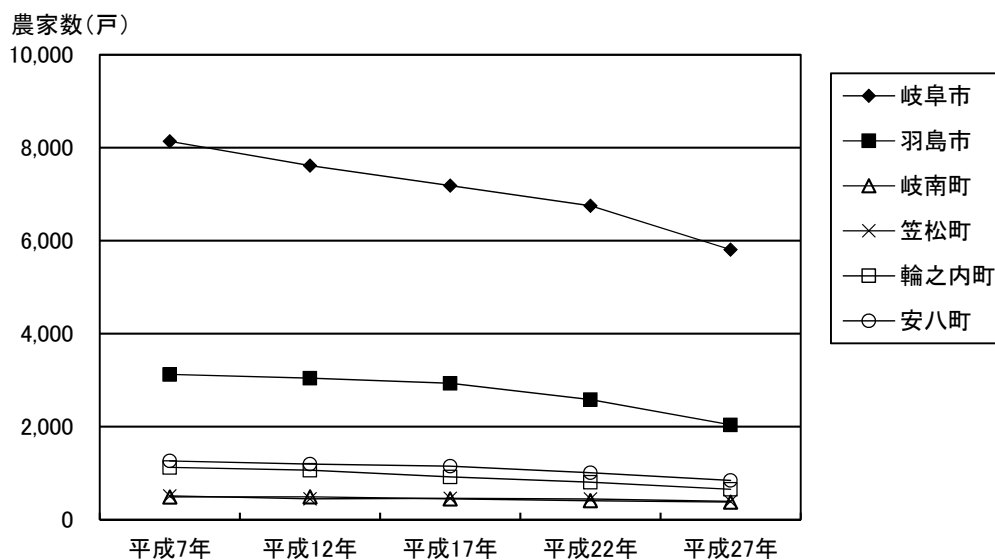
出典:「岐阜県統計書 平成 30 年」(岐阜県)

2) 農業

平成7年～平成27年の農家数及び平成25年～29年の耕地面積の推移を図3.2-2に示す。

農家数は、各市町ともに平成7年以降減少しており、平成27年現在、岐阜市では5,807戸、羽島市では2,037戸、岐南町では374戸、笠松町では390戸、輪之内町では651戸、安八町では約842戸となっている。

耕地面積は平成29年現在、岐阜市では3,950ha、羽島市では2,020ha、岐南町では198ha、笠松町では205ha、輪之内町では約1,130ha、安八町では約789haとなっており、ほぼ横ばいである。



注) 岐阜市は、岐阜市と柳津町(平成18年1月1日合併)の合計。

出典:「岐阜県統計書 平成7年、平成12年、平成17年、平成22年、平成26年～30年」(岐阜県)

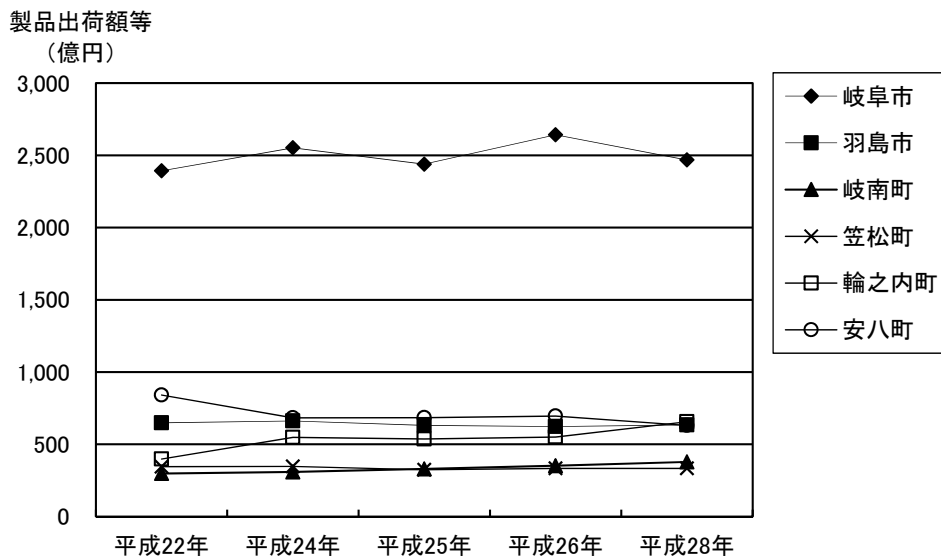
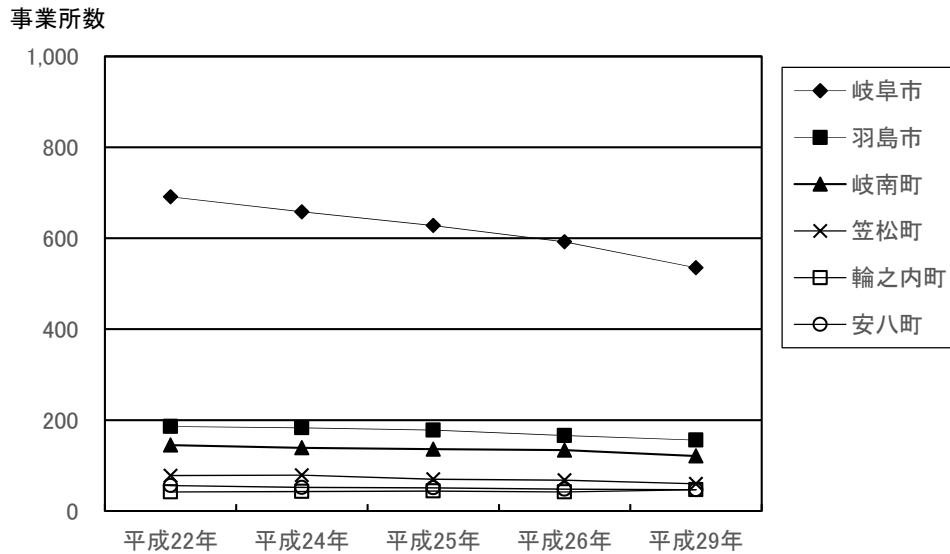
図3.2-2 農家数及び耕地面積の推移

3) 鉱工業

平成 22 年～29 年の事業所数及び製造品出荷額等の推移を図 3.2-3 に示す。

4 人以上の事業所数は、岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町、安八町では減少、輪之内町ではほぼ横ばいで推移している。

また、平成 28 年の製造品出荷額等は、岐阜市では 2,468 億円、羽島市では 634 億円、岐南町では 377 億円、笠松町では 333 億円、輪之内町では 656 億円、安八町では 630 億円となっており、岐阜市は 2,300 から 2,600 億円程度で推移し、そのほかの市町は平成 24 年以降ほぼ横ばいである。



注) 4 人以上の事業所のデータ。
出典:「岐阜県統計書 平成 22 年～30 年」(岐阜県)

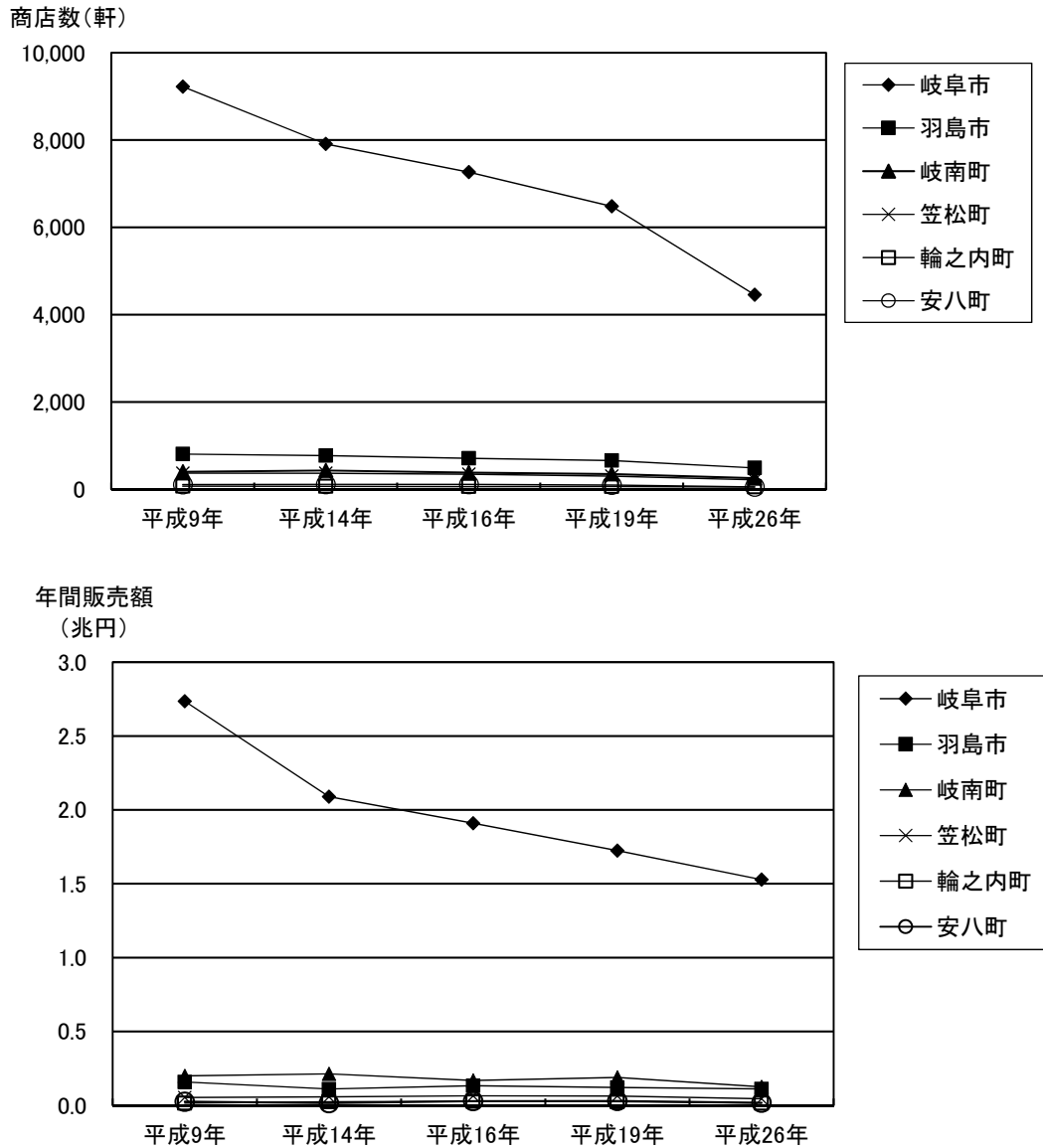
図 3.2-3 事業所数及び製造品出荷額等の推移

4) 商業

平成9年～26年の商店数及び年間販売額の推移を図3.2-4に示す。

商店数は、すべての市町で減少しており、岐阜市及び安八町では約半分に減少している。

年間販売額は、岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町で減少しており、輪之内町では150億円程度から270億円程度、安八町では150億円程度から280億円程度で推移している。



注) 岐阜市は岐阜市と柳津町(平成18年1月1日合併)の合計。

出典:「岐阜県統計書 平成13年、平成15年、平成28年」(岐阜県)、「商業統計書 平成16年、平成19年」(岐阜県)

図3.2-4 商店数及び年間販売額の推移

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用

平成 28 年の羽島市、輪之内町及び安八町の地目別土地利用面積の状況を表 3.2-3 に示す。

羽島市、輪之内町及び安八町で農地が大きな割合を占めている。

表 3.2-3 地目別土地利用面積(平成 28 年)

単位:ha

地目	羽島市	輪之内町	安八町
農地	2,023	1,134	790
森林	-	-	-
原野等	0	-	-
道路	658	241	226
宅地	1,318	358	381
その他	1,367	500	419
計	5,366	2,233	1,816

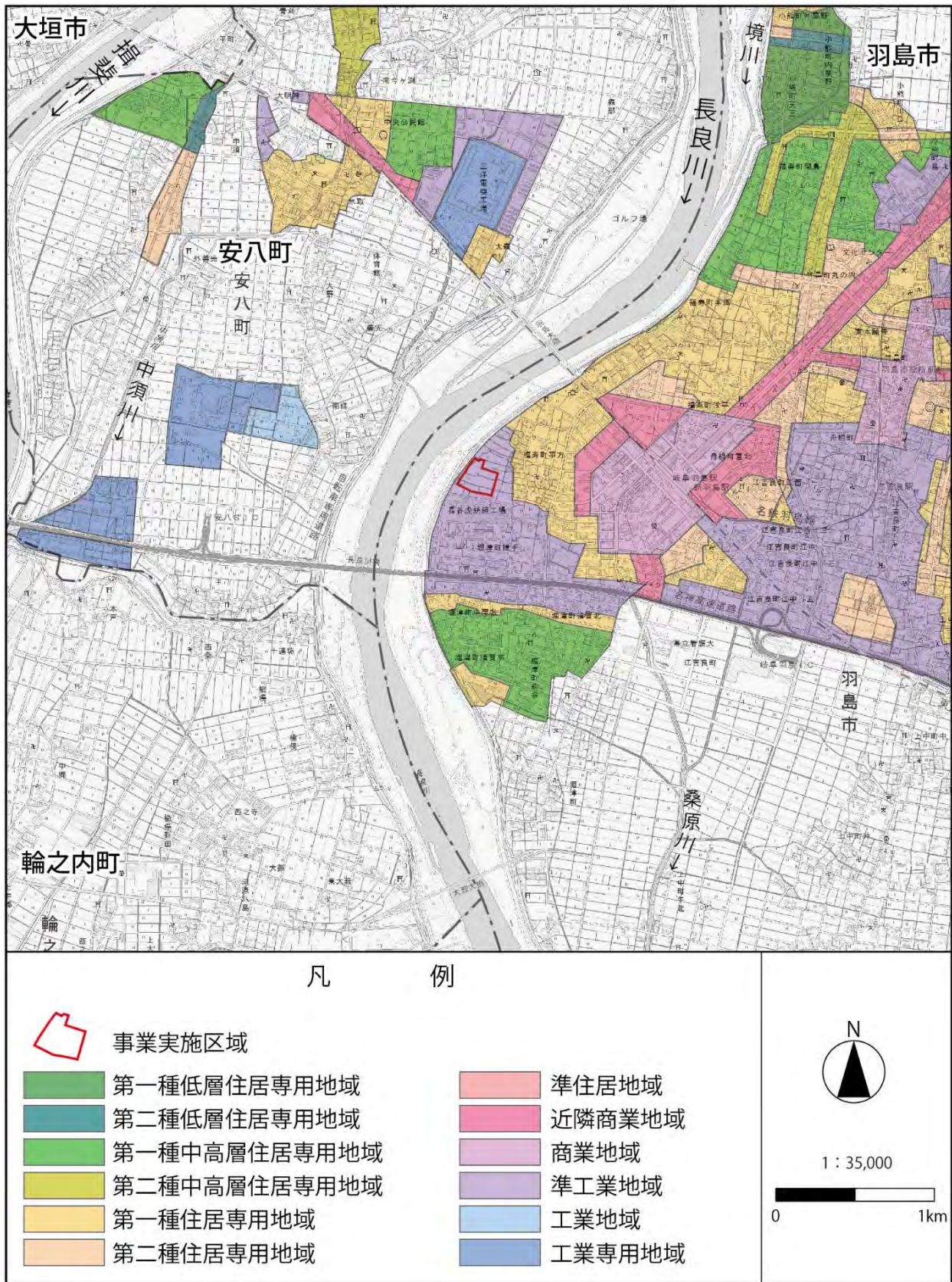
注)「-」は該当数値がないことを示す。

出典:「岐阜県統計書 平成 30 年」(岐阜県)

(2) 都市計画区域

事業実施区域及びその周辺の用途地域の指定状況を図 3.2-5 に示す。

事業実施区域は準工業地域に指定されている。



この地図は、国土交通省国土地理院発行の2.5万分の1地形図を基に作成した。
 出典:「羽島市都市計画情報」(羽島市ホームページ)、「安八町都市計画マスタープラン」(安八町ホームページ)

図 3.2-5 事業実施区域及びその周囲の用途地域指定状況

3.2.3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 水面利用の状況

事業実施区域近傍は、長良川の中流から下流に位置している。

平成 26 年度河川水辺の国勢調査(河川空間利用実態調査)によれば、長良川は、地方都市を流下し、公園、グラウンド等の河川整備がされており、河川利用施設を利用した散策等、スポーツ等で利用されている一方で、アユ釣りといった自然型の利用もみられる。

出典:「河川水辺の国勢調査結果(河川空間利用実態調査) 平成 26 年度」(国土交通省)

(2) 水利用の状況

1) 上水道

羽島市、輪之内町及び安八町の平成 30 年 3 月末の給水人口及び水道の普及率を表 3.2-4 に示す。

表 3.2-4 水道の普及率の状況

区分	給水人口(人)	普及率(%)
羽島市	61,989	92.9
輪之内町	9,410	96.2
安八町	14,325	98.2

注) 平成 30 年 3 月 31 日現在の値。

出典:「岐阜県における水道の概況 平成 29 年度版」(岐阜県)

2) 地下水

羽島市及び安八郡の地下水の利用状況を表 3.2-5 に示す。

表 3.2-5 地下水の利用状況

区分	工業用水 (m ³)	水道 (m ³ /日)	
羽島市	24,784	24,310	
安八郡	44,721	神戸町	7,329
		輪之内町	3,801
		安八町	5,243

注)1. 工業用水は「1 日当たり水源別用水量」のうちの「井戸水」を示す。

2. 水道は上水道、簡易水道を合計した値。

3. 安八郡の工業用水は神戸町、輪之内町、安八町を合計した値。

4. 神戸町の水道は瑞穂市と神戸町の簡易水道の合計値(192m³/日)を加算した値。

5. 羽島市、安八郡の工業用水は平成 28 年度の値。

出典:「岐阜県統計書 平成 30 年」(岐阜県)、「岐阜県における水道の概況 平成 29 年度版」(岐阜県)

(3) 漁業権の状況

事業実施区域周辺に位置する長良川については共同漁業権が設定されており、あまご、こい、ふな、うなぎ、なまず、おいかわ、うぐい及びもくずがにの漁業が対象となっている。

出典:「岐阜県の第 5 種共同漁業権一覧 内共第 12 号～内共第 13 号」(岐阜県)

3.2.4 交通の状況

事業実施区域及びその周辺の主要道路網及び鉄道の状況を図 3.2-6 に、「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査」における主要道路の平日の交通量を表 3.2-6 に、主な鉄道駅の乗車人員を表 3.2-7 に示す。

主要道路として、事業実施区域の南には概ね南東から西に名神高速道路が走っており、その他近隣の主な道路としては県道茶屋新田掘津線が西に、岐阜南濃線が東に存在している。

鉄道としては、事業実施区域から 1km 程度北東の位置をJR東海の東海道新幹線が南東から北西に通っている。また、東には名古屋鉄道羽島線がある。事業実施区域の東には最寄りの駅としてJR東海の岐阜羽島駅及び名古屋鉄道の新羽島駅がある。

表 3.2-6 主要道路における交通量の調査結果(平日)

路線名	観測地点名	番号	12 時間交通量 (台/12 時間)	大型車混入率 (%)
名神高速道路	岐阜羽島 IC～羽島市・安八町境	①	33,508	33.4
岐阜南濃線	羽島市江吉良町北池 313	②	15,737	12.2
岐阜南濃線	羽島市堀津町 2428-1	③	9,013	15.2
大垣一宮線	羽島市福寿町本郷 359-2	④	14,959	15.4
北方多度線	安八町森部	⑤	9,268	22.0
岐阜羽島インター線	羽島市江吉良町 2185	⑥	21,113	17.8
岐阜羽島線	羽島市小熊町島 1-5	-	14,418	8.2
羽島茶屋新田線	羽島市小熊町 2-434-3	-	9,851	16.0
岐阜羽島停車場線	-	-	20,913	4.9
安八平田線	安八町大野	⑦	6,108	22.3
安八海津線	安八町牧	⑧	5,757	16.9

注)1. 大型車混入率は大型車(バス、普通貨物車)の交通量に占める割合。

2. 観測時間は午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間。

3. 表中の番号は図 3.2-6 の地点番号を示す。

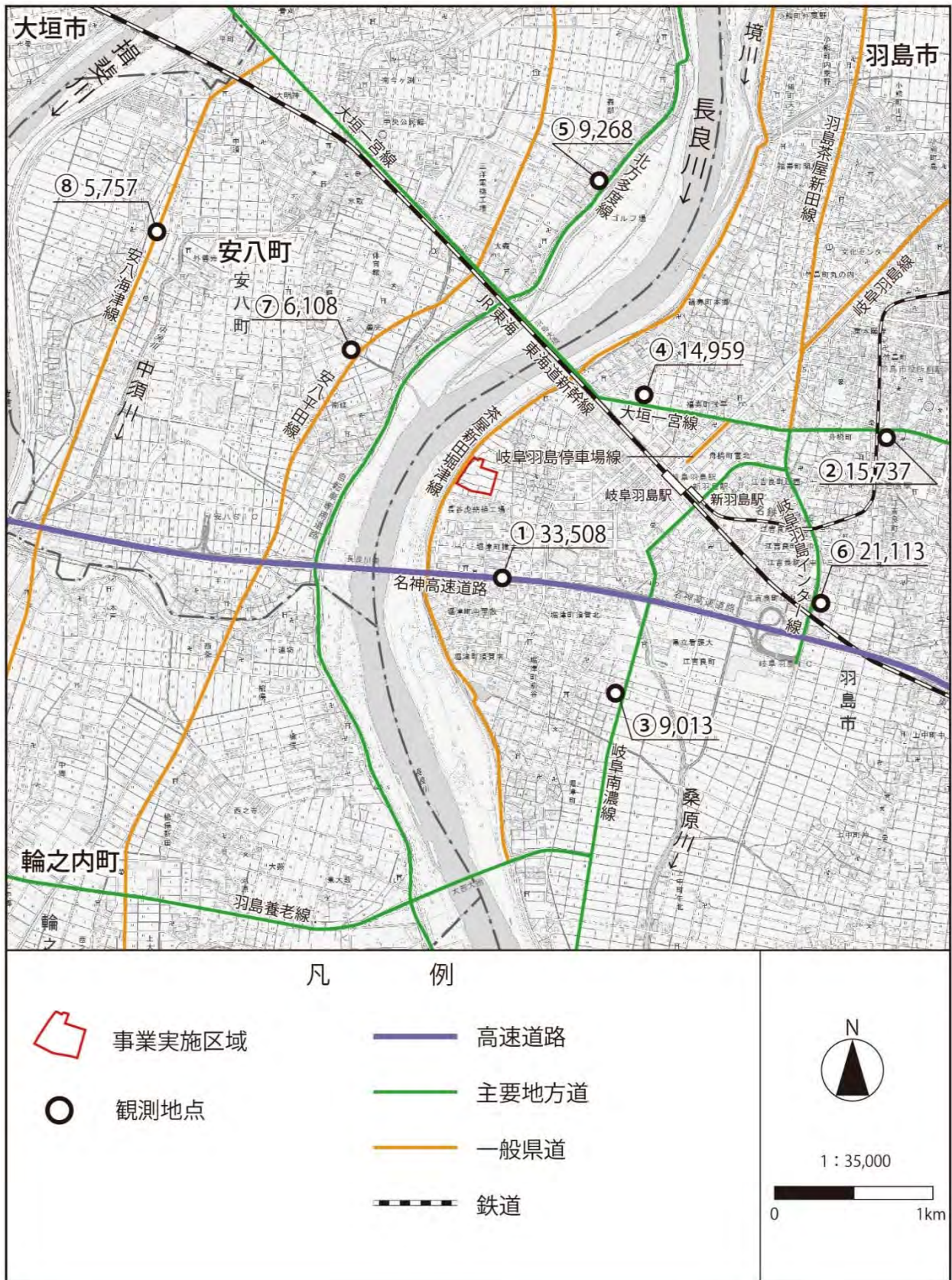
4. 観測地点名、番号が「-」の路線は出典に観測地点の記載がない、または、観測地点が事業実施区域及びその周辺にないことを示す。

出典:「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」(国土交通省)

表 3.2-7 主な駅の乗車人員(平成 29 年)

鉄道会社名等	駅名	乗車人員(人)
JR東海 東海道新幹線	岐阜羽島	1,061,487
名古屋鉄道 羽島線	新羽島	474,707

出典:「岐阜県統計書 平成 30 年」(岐阜県)



この地図は、国土交通省国土地理院発行の2.5万分の1地形図を基に作成した。
 注) 名神高速道路の測定地点は岐阜羽島 IC～羽島市・安八町境間である。
 出典:「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」(国土交通省)

図 3.2-6 主要道路網及び鉄道の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校等の状況

事業実施区域及びその周辺に位置する幼稚園、保育園、こども園、学校等の状況を表 3.2-8 及び図 3.2-7 に示す。事業実施区域の西約 0.9km に南條こども園、北東約 1.5km に西部幼稚園、羽島市立福寿小学校がある。

表 3.2-8 学校等の状況

区分	番号	名称	所在地
幼稚園	①	西部幼稚園	羽島市福寿町本郷 1 丁目 128
	②	はしま西幼稚園	羽島市福寿町間島 4-24
保育園	③	竹鼻保育園	羽島市竹鼻町 2802-2
	④	福寿保育園	羽島市福寿町本郷 1245-1
	⑤	江吉良保育園	羽島市江吉良町 481
	⑥	堀津保育園	羽島市堀津町前谷 68
こども園	⑦	森部こども園	安八町森部 2055-1
	⑧	中央こども園	安八町中須 230
	⑨	牧こども園	安八町牧 1511
	⑩	南條こども園	安八町中 889
	⑪	桜花こども園	羽島市上中町長間 1041
	⑫	大藪こども園	輪之内町大藪 1117
小学校	⑬	竹鼻小学校	羽島市竹鼻町 1295-1
	⑭	福寿小学校	羽島市福寿町本郷 1096-1
	⑮	堀津小学校	羽島市堀津町 617-1
	⑯	中島小学校	羽島市上中町沖 2100
	⑰	大藪小学校	輪之内町大藪 1117
	⑱	名森小学校	安八町大明神 40
	⑲	牧小学校	安八町牧 2927
中学校	⑳	竹鼻中学校	羽島市竹鼻町 3176
	㉑	中島中学校	羽島市上中町沖 1593
	㉒	登龍中学校	安八町大野 333
高等学校	㉓	羽島高等学校	羽島市竹鼻町梅ヶ枝町 200-2

注)1.表中の番号は図 3.2-7 の地点番号を示す。

2.公立、私立を含む。

出典:「県内学校一覧」(岐阜県)、「岐阜県私立幼稚園名簿」(岐阜県)、「市内保育園・認定こども園一覧」(羽島市)、「学校・こども園一覧」(輪之内町)、「施設案内 町内各保育園」(安八町)、「羽島市立幼稚園設置条例」(昭和 53 年羽島市条例第 27 号)、「羽島市立学校設置条例」(昭和 53 年羽島市条例第 28 号)



この地図は、国土交通省国土地理院発行の2.5万分の1地形図を基に作成した。
 出典：「県内学校一覧」(岐阜県)、「岐阜県私立幼稚園名簿」(岐阜県)、「市内保育園・認定子ども園一覧」(羽島市)、「学校・子ども園一覧」(輪之内町)、「施設案内 町内各保育園」(安八町)

図 3.2-7 学校、幼稚園、保育園等の状況

(2) 病院、社会福祉施設等の状況

事業実施区域及びその周辺に位置する病院、社会福祉施設等の状況を表 3.2-9 及び図 3.2-8 に示す。

事業実施区域の南側にわおんサービス付き高齢者向け住宅あおぎり、北東約 1.1km にレジデンス岐阜羽島がある。

表 3.2-9 病院、社会福祉施設等の状況

区分	番号	名称	所在地
病院	①	山中ジェネラルクリニック	安八町森部 1870-1
老人福祉センター	②	羽島市老人福祉センター	羽島市竹鼻町丸の内 6-160
有料老人ホーム	③	サロン・ド・フレール羽島	羽島市竹鼻町丸の内 9-53
	④	いろは	安八町大森 265-1
	⑤	レジデンス岐阜羽島	羽島市福寿町千代田 3-77
	⑥	一休	輪之内町楡俣 484-1
	⑦	わおんサービス付き高齢者向け住宅あおぎり	羽島市福寿町平方 2481
	⑧	サービス付き高齢者向け住宅COCOLO	羽島市福寿町本郷 2-15
	⑨	わおんの家	羽島市上中町中 521-1
地域活動支援センター	⑩	羽島市地域活動支援センターのぞみ舎	羽島市福寿町浅平 3-106
児童館	⑪	生涯学習センターハートピア安八児童館	安八町氷取 30
	⑫	羽島市児童センター	羽島市福寿町浅平 3-25

注) 表中の番号は図 3.2-8 の番号を示す。

出典:「病院名簿」(令和元年岐阜県)、「社会福祉施設等名簿」(令和元年岐阜県)

3.2.6 下水道の整備の状況

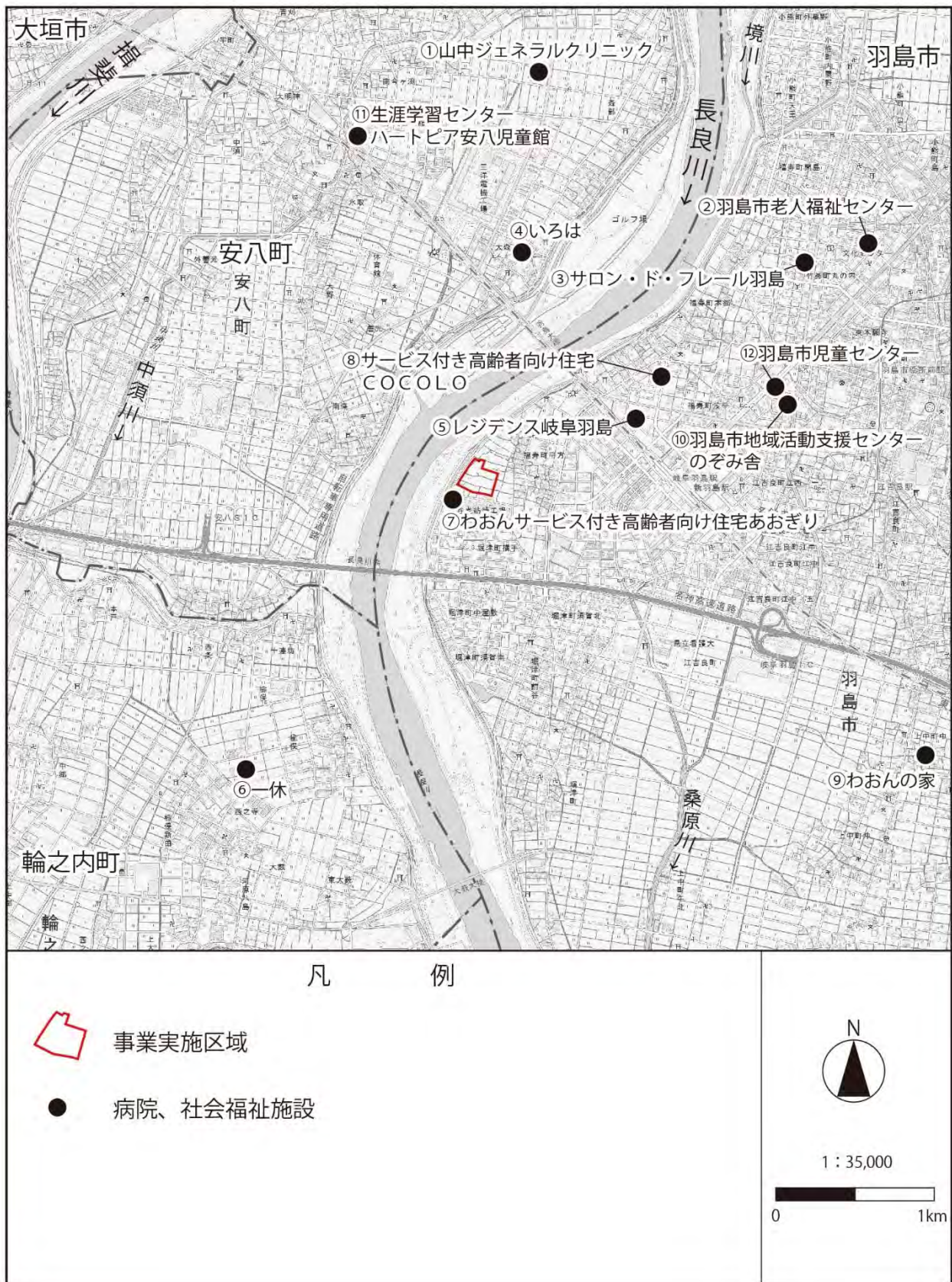
羽島市、輪之内町及び安八町の下水道の整備状況は表 3.2-10 に示すとおりである。

表 3.2-10 下水道の整備状況

区分	項目	住民基本台帳人口(人)	全体計画面積(ha)	処理区域		普及率(%)
				面積(ha)	人口(人)	
岐阜市		410,297	9,195.0	7,984.9	383,520	93.5
羽島市		67,929	1,502.0	923.0	31,064	45.7
岐南町		25,492	759.0	687.5	24,201	94.9
笠松町		22,335	683.0	508.2	19,795	88.6
輪之内町		9,736	371.0	327.0	8,186	84.1
安八町		15,073	583.0	482.0	15,071	100.0

注) 数値は平成 30 年 3 月 31 日現在。

出典:「岐阜県統計書 平成 30 年」(岐阜県)



この地図は、国土交通省国土地理院発行の2.5万分の1地形図を基に作成した。
 出典：「病院名簿」(令和元年岐阜県)、「社会福祉施設等名簿」(令和元年岐阜県)

図 3.2-8 病院、社会福祉施設等の状況

3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 大気質

1) 環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準を表 3.2-11 に、ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準を表 3.2-12 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準を表 3.2-13 に示す。また、有害大気汚染物質の指針値を表 3.2-14 に示す。なお、これらの大気汚染に係る環境基準等は指定地域等の定めなく適用される。

表 3.2-11 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	評価
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	〔短期的評価〕 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 〔長期的評価〕 1 日平均値につき 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	〔長期的評価〕 1 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	〔短期的評価〕 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。 〔長期的評価〕 1 日平均値につき 10ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	〔短期的評価〕 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。 〔長期的評価〕 1 日平均値につき 0.10 mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	〔短期的評価〕 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	〔長期的評価〕 1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値の年間 98 パーセント値が 35 μg/m ³ 以下であること。

注) 二酸化窒素は、1 時間値として「短期暴露指針値 0.1～0.2ppm」がある。(「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」(昭和 53 年中央公害対策審議会))

出典:「環境白書 令和元年」(岐阜県)、「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成 21 年環境省告示第 33 号)

表 3.2-12 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価する。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価する。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価する。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価する。

出典:「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)

表 3.2-13 ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
ダイオキシン類	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	同一測定点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)

表 3.2-14 有害大気汚染物質の指針値

物質	環境上の条件
アクリロニトリル	年平均値が2μg/m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値が10μg/m ³ 以下
水銀	年平均値が40ng-Hg/m ³ 以下
ニッケル化合物	年平均値が25ng-Ni/m ³ 以下
クロロホルム	年平均値が18μg/m ³ 以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値が1.6μg/m ³ 以下
1,3-ブタジエン	年平均値が2.5μg/m ³ 以下
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値が6ng-As/m ³ 以下
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値が140ng-Mn/m ³ 以下

出典:「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(平成15年中央環境審議会)、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第八次答申)」(平成18年中央環境審議会)、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第九次答申)」(平成22年中央環境審議会)、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第十次答申)」(平成26年中央環境審議会)、「今後の有害大気汚染物質のあり方について(第十一次答申)」(平成30年中央環境審議会)

2) 大気汚染防止法等による規制の概要

大気汚染防止法等に基づくばい煙、粉じん等に対する規制の概要を表 3.2-15 に示す。本施設は、ばい煙発生施設として規制対象となる。これらの規制による煙突排ガスに適用される規制値を表 3.2-16 に示す。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物焼却炉のダイオキシン類排出基準を表 3.2-17 に示す。本施設は、廃棄物焼却炉を有する施設であり、焼却能力(4t/h以上)として規制対象となり、規制値は 0.1ng-TEQ/m³N が適用される。

表 3.2-15 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設等に関する規制の概要

項目	規制対象物質	規制種類	規制対象
ばい煙	硫黄酸化物	K値規制	各ばい煙発生施設(法対象施設)
	ばいじん	濃度規制	各ばい煙発生施設(法対象施設)
	有害物質 (カドミウム及びその化合物、 塩素及び塩化水素、弗素、 弗化水素及び弗化珪素、 鉛及びその化合物、窒素酸 化物)	濃度規制	各ばい煙発生施設(法対象施設)
揮発性有機化合物	揮発性有機化合物	濃度規制	揮発性有機化合物排出施設(法対象施設)
粉じん	特定粉じん (石綿)	敷地境界における 濃度規制	石綿を含む製品の製造に用いる切断機 等の特定粉じん発生施設を有する工場・ 事業所
		作業基準に関する 規制	特定粉じん排出等作業
	一般粉じん	構造並びに使用 及び管理に関する 規制	堆積場、ベルトコンベア等の一般粉じん 発生施設
有害大気汚染物質	指定物質 (ベンゼン、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン)	濃度規制	指定物質排出施設
水銀	水銀	濃度規制	水銀排出施設
自動車排出ガス	一酸化炭素、炭化水素、 鉛化合物	濃度規制	自動車単体
		濃度規制	自動車単体
	窒素酸化物、粒子状物質	車種規制	貨物自動車、乗合自動車、ディーゼル自 動車及びこれをベースに改造した特殊自 動車

注)1. 指定物質は現在、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン。

2. K値は、羽島市及び安八町が 11.5、輪之内町が 17.5。

出典:「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)、「同施行令」(昭和 43 年政令第 329 号)、「同施行規則」(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年法律第 70 号)、「同施行令」(平成 4 年政令第 365 号)

表 3.2-16 大気汚染防止法により本施設に適用される排ガス規制値

項目	規制値	規制値の根拠
ばいじん	0.08g/m ³ N	大気汚染防止法
硫黄酸化物	K 値=11.5 (約 2,000ppm)	大気汚染防止法
塩化水素	700mg/m ³ N (430ppm)	大気汚染防止法
窒素酸化物	250ppm	大気汚染防止法
水銀	30 μg/m ³ N	大気汚染防止法

表 3.2-17 廃棄物焼却炉のダイオキシン類排出基準

特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	新設施設基準 (ng-TEQ/m ³ N)	既設施設基準 (ng-TEQ/m ³ N)
廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5m ² 以上、又は 焼却能力 50kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1	1
	2t/h 以上 4t/h 未満	1	5
	2t/h 未満	5	10

出典:ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等(環境省ホームページ)

3) 条例による規制の概要

岐阜県公害防止条例に基づくばい煙、粉じん等に対する規制の概要を表 3.2-18 に示す。なお、本事業は、大気汚染防止法の対象となる規模のため、岐阜県公害防止条例のばい煙発生施設に該当しない。

表 3.2-18 条例によるばい煙及び粉じん発生施設等の規制

規制対象物質	規制種類	規制対象	
ばい煙	硫黄酸化物	濃度規制	各ばい煙発生施設(法対象施設より小規模な施設等)
	ばいじん	濃度規制	各ばい煙発生施設(法対象施設より小規模な施設等)
	有害物質	濃度規制	各ばい煙発生施設(法対象施設より小規模な施設等)
粉じん等	粉じん	構造並びに使用及び管理に関する基準	粉じん等発生施設 粉じん等発生作業
	特定物質	濃度規制 構造並びに使用及び管理に関する基準	粉じん等発生施設 粉じん等発生作業

注) 1. 有害物質はカドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、硫化水素、二硫化炭素

(ただし、排出基準が定められているのは亜鉛及びその化合物、硫化水素)

2. 特定物質はアンモニア、ホルムアルデヒド、硫化水素、二酸化いおう、塩化水素、二硫化炭素、クロム酸、弗素、弗化水素及び弗化珪素、亜鉛及びその化合物、フェノール

出典:「岐阜県公害防止条例」(昭和 43 年条例第 35 号)、「同施行規則」(昭和 43 年規則第 129 号)

(2) 騒音

1) 環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準を表 3.2-19 に示す。また、事業実施区域及びその周囲の類型指定の状況を図 3.2-9 に示す。

事業実施区域は C 類型に該当する。

また、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を表 3.2-20 に、事業実施区域及びその周囲の類型指定の状況を図 3.2-10 に示す。

事業実施区域は新幹線鉄道騒音の環境基準が適用される地域ではない。

表 3.2-19 騒音に係る環境基準

地域の区分及び類型	道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域		特例	
	AA	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	幹線交通を担う道路に近接する空間	
基準値	昼間	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下	70 デシベル以下 *45 デシベル以下
	夜間	40 デシベル以下	45 デシベル以下	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下 *40 デシベル以下
達成期間	環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。			既設の道路に面する地域については、環境基準の施行後 10 年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、10 年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。 道路に面する地域以外の地域が、環境基準の施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては上記にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとする。			
備考	1. 地域の類型 AA:療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A:専ら住居の用に供される地域、 B:主として住居の用に供される地域 C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 2. 時間の区分 昼間:午前 6 時から午後 10 時まで、 夜間:午後 10 時から翌日の午前 6 時まで 3. *は屋内へ透過する騒音に係る基準(個別の住居において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる。) 4. この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。						

注)1. A類型、B類型、C類型は以下のように指定

羽島市

A類型:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

B類型:第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

C類型:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

輪之内町、安八町

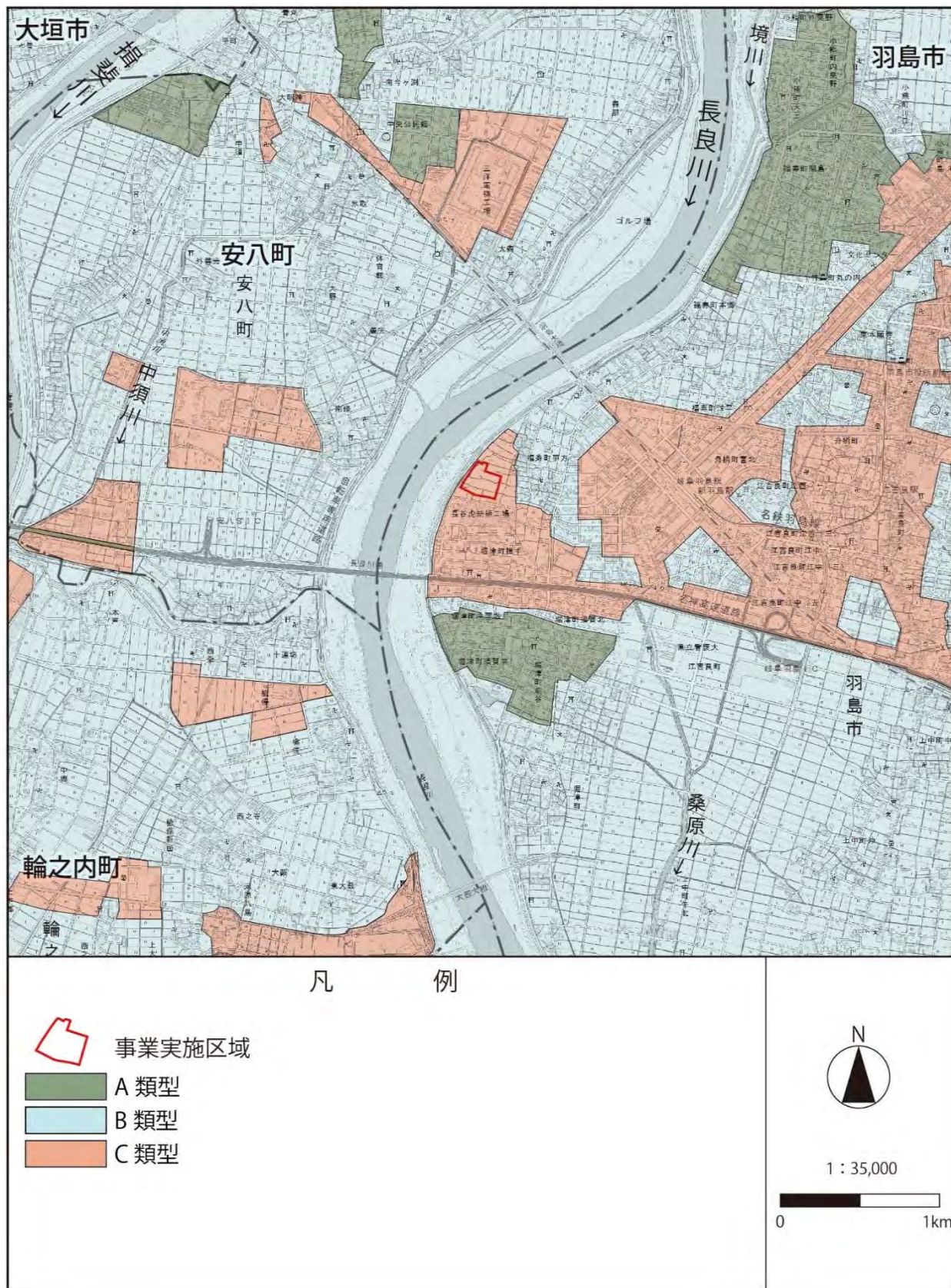
A類型:騒音規制法に基づく指定地域の区分が第1種区域及び第2種区域のうち都市計画法に基づき第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域として定められた地域

B類型:指定地域の区分が第2種区域のうちA類型以外の地域

C類型:指定地域の区分が第3種区域及び第4種区域である地域

2. AA類型についてはあてはめがない

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)、「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」(昭和 52 年岐阜県告示第 57 号)、「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」(平成 24 年羽島市告示第 47 号)



この地図は、国土交通省国土地理院発行の2.5万分の1地形図を基に作成した。
 出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)、「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」(昭和52年岐阜県告示第57号)、「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年羽島市告示47号)

図 3.2-9 騒音に係る環境基準による類型指定の状況

表 3.2-20 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値(デシベル)
I (主として住居の用に供される地域)	70 以下
II (商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域)	75 以下

注) 地域の類型ごとに指定する地域

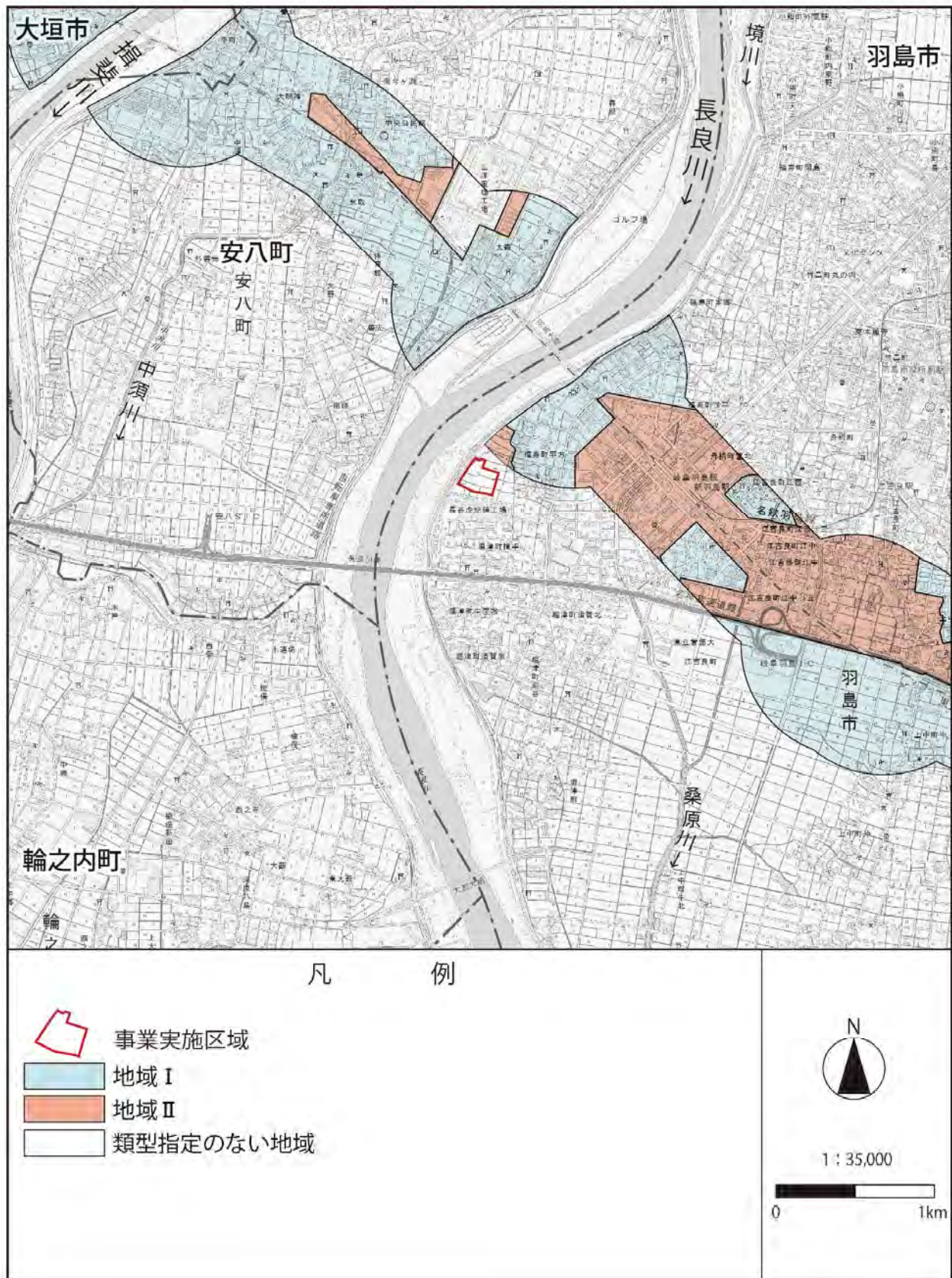
I : 別表に掲げる地域のうち、騒音規制法に基づく区域の区分が第 1 種区域及び第 2 種区域である地域

II : 別表に掲げる地域のうち、騒音規制法に基づく第 3 種区域及び第 4 種区域である地域

別表 大垣市、羽島市、垂井町、関ヶ原町及び安八町の区域のうち、東海道新幹線鉄道の軌道中心線から両側それぞれ 400m 以内の地域(トンネル出入口における軌道中心線上の地点を中心に、トンネル中央部方向に半径 400 メートルを超える部分は除く。)。ただし、木曾川、長良川、揖斐川及び水門川の橋梁並びに羽島市上中町地内の上中架道橋に係る部分については、橋けたの先端部それぞれにおける軌道中心線上の地点を、中心とする半径 700m の円内の地域。

備考 都市計画法に規定する工業専用地域及び河川法に規定する河川区域を除く。

出典:「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和 50 年環境庁告示第 46 号)、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定」(昭和 52 年岐阜県告示第 316 号)



この地図は、国土交通省国土地理院発行の2.5万分の1地形図を基に作成した。
 出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年環境庁告示第46号)、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定」(昭和52年岐阜県告示第316号)

図 3.2-10 新幹線鉄道騒音に係る環境基準による類型指定の状況

2) 騒音規制法

ア 道路に面する地域

騒音規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表 3.2-21 に、事業実施区域及びその周囲の区域指定の状況を図 3.2-11 に示す。

事業実施区域付近は、c 区域に該当する。

表 3.2-21 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注)1. 表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に隣接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

2. a区域 専ら住居の用に供される区域

b区域 主として住居の用に供される地域

c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

3. a区域、b区域、c区域は、以下のとおり指定

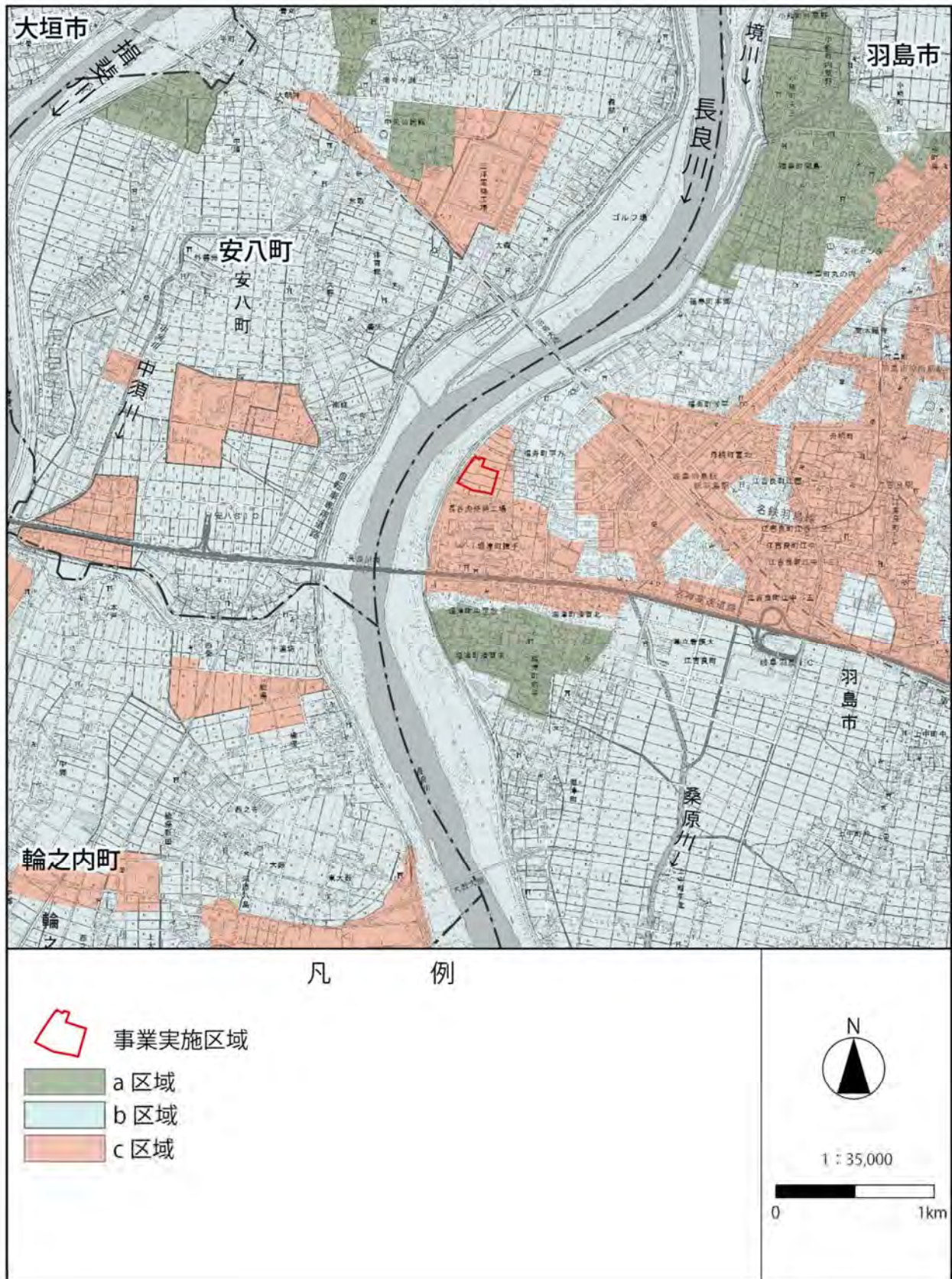
a区域:第1種騒音規制区域である区域、第2種騒音規制区域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

b区域:第2種騒音規制区域である地域(a区域である地域を除く)

c区域:第3種騒音規制区域又は第4種騒音規制区域である区域

4. 時間の区分は、昼間が午前6時～午後10時、夜間が午後10時～翌日の午前6時である。

出典:「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)、「騒音規制法に基づく騒音の規制基準に定める区域区分の指定」(平成12年岐阜県告示第259号)、「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域」(平成24年羽島市告示第51号)



この地図は、国土交通省国土地理院発行の2.5万分の1地形図を基に作成した。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)、「騒音規制法に基づく騒音の規制基準に定める区域区分の指定」(平成12年岐阜県告示第259号)、「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域」(平成24年羽島市告示第51号)

図 3.2-11 騒音規制法による自動車騒音の区域指定の状況

イ 特定工場に係る規制基準

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制を表 3.2-22 に示す。本施設は、騒音規制法における特定工場に該当する。

工場、事業場騒音については、特定施設を有する工場、事業場に対し、区域の区分に応じて時間区分ごとに規制基準が定められている。

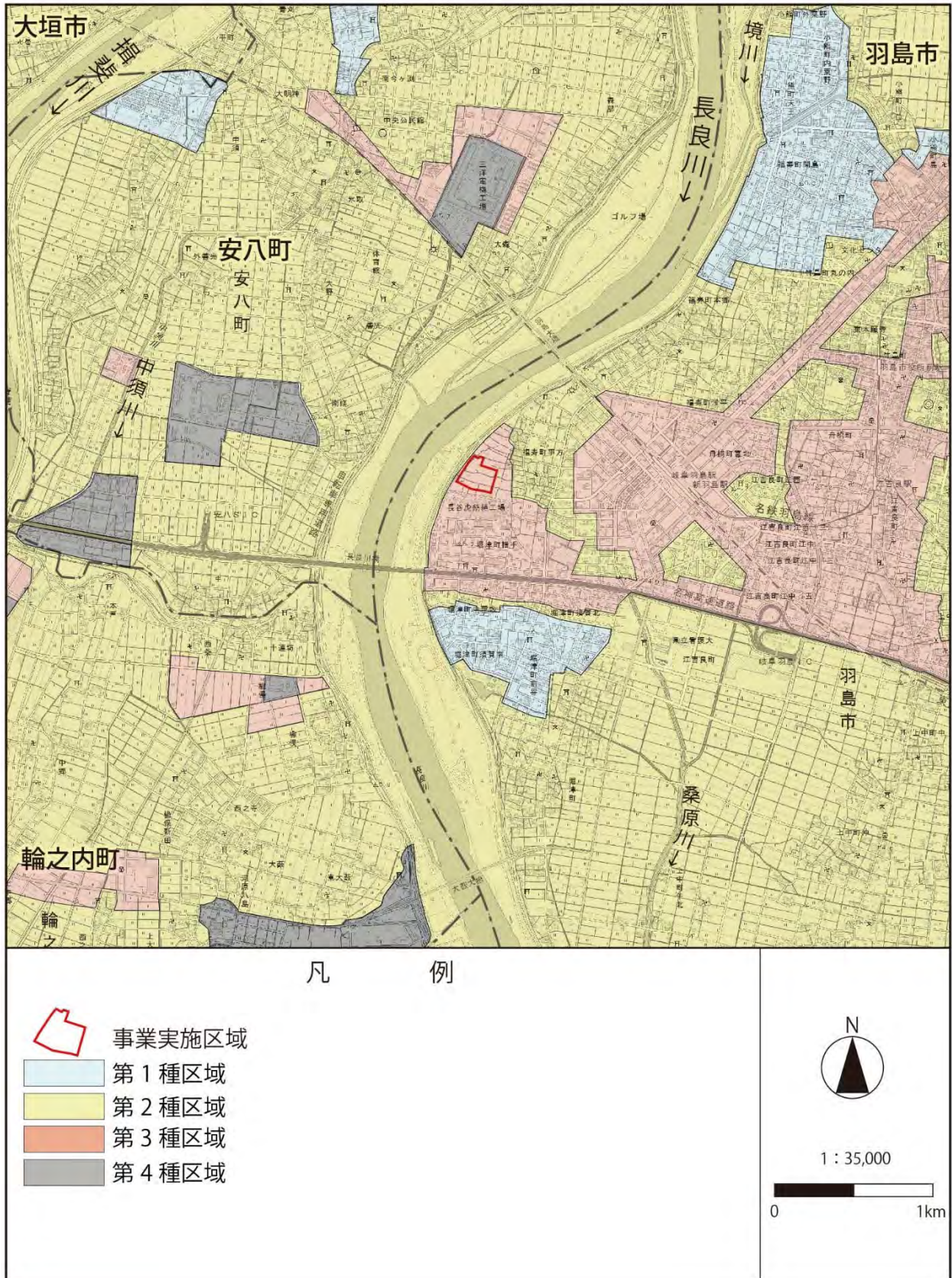
騒音規制法に基づく区域の区分を図 3.2-12 に示す。事業実施区域は第 3 種区域に該当する。

表 3.2-22 特定工場等において発生する騒音の規制基準

地域の区分	時間の区分		
	昼間(8時～19時)	朝(6時～8時) 夕(19時～23時)	夜間(23時～6時)
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

- 注)1. 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
2. 第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域は以下のとおり指定
- 羽島市
- 第1種区域 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域
 第2種区域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
 第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 第4種区域 工業地域
- 輪之内町
- 第2種区域 第3種区域及び第4種区域を除いた地域
 第3種区域 四郷字新開、字上ノ切、字中ノ切、中郷新田字道上、字八反田、中郷字下切戸、字長池、里字中之池、字八町、福東新田字東沖、大吉新田字和ノ割、字知ノ割、下大樽新田字中沼、字中江、字柳原、福東字上沼、字中沼、字下沼、南波字村上、字村東、字村内、楡保字松原、字一色、字村前、字梶屋及び字郷蔵下の各一部
 第4種区域 大藪字河原田、字河原前、字築廻、字高畑、字東猫田、字小畑前、字東葭原及び字新河原の各全部、大藪字砂山、中郷新田字道下、字東割、下大樽新田字中沼、字奥沼、下大樽字川原、南波字村東、字村内、楡保字松原及び字一色の各一部
- 安八町
- 第1種区域 牧字附砂、字一番割、中須字起及び字西曲輪の各一部
 第2種区域 第1種区域、第3種区域及び第4種区域を除いた地域
 第3種区域 南今ヶ淵字東沼、字中筋、森部字南沼、字高須、大森字筏場、字松原、氷取字金沼、西結字奥田、西結字国道南、森部字山之神裏、字北島、牧字十八町、南今ヶ淵字河原、大明神字宮裏及び東結字芝原北の各一部
 第4種区域 大森字伊勢沼、森部字高須、大森字筏場、字松原字中沼、氷取字金沼、中字大平、字六反、牧字新長田、字南川、字南長田、南今ヶ淵字東沼、大野字山起、外善光字山田、南條字自分、字草野、中字南山田、字坊野、字堅割及び字北山田の各一部

出典:「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号)、「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」(昭和 44 年岐阜県告示第 486 号)、「特定工場において発生する騒音の規制基準」(平成 24 年羽島市告示第 49 号)



この地図は、国土交通省国土地理院発行の2.5万分の1地形図を基に作成した。
 出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)、
 「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」(昭和44年岐阜県告示第486号)、「特定工場において発生する騒音の規制基準」(平成24年羽島市告示第49号)

図 3.2-12 騒音規制法に基づく区域の区分

ウ 特定建設作業に係る規制

騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制を表 3.2-23 に示す。事業実施区域は第 1 号区域に該当する。

表 3.2-23 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

規制種別	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	85 デシベル	
作業禁止時間	19 時～7 時	22 時～6 時
1 日あたりの作業時間	10 時間以内	14 時間以内
作業期間	連続 6 日以内	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

注) 1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値である。

2. 区域の指定

第 1 号区域

羽島市

騒音規制法に基づく騒音の規制地域の区域の区分が第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域並びに第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、診療所(収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲のおおむね 80m の区域

輪之内町、安八町

騒音規制法に基づく規制地域の区域の区分が、第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域である地域並びに第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m の地域

第 2 号区域: 第 1 号区域以外の区域

出典: 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準による区域の指定」(昭和 47 年岐阜県告示第 218 号)、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準による区域の指定」(平成 24 年羽島市告示第 50 号)

3) 県条例による規制の概要

岐阜県公害防止条例による騒音規制の概要を表 3.2-24 に示す。なお、本施設は騒音規制法の特定工場であるため、岐阜県公害防止条例の特定工場には該当しない。

表 3.2-24 条例による騒音規制の概要

規制項目	規制方法	法律による規制との関係
工場等の騒音	敷地境界における大きさ規制	規制対象施設の種類追加
事業場内特定作業に係る騒音	敷地境界における大きさ規制	条例による独自の規制 (法律による規制はない。)

出典: 「岐阜県公害防止条例」(昭和 43 年条例 35 号)、「同施行規則」(昭和 43 年規則 129 号)

(3) 振動

1) 振動規制法

ア 道路に面する地域

振動規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表 3.2-25 に、事業実施区域及びその周囲の区域の指定の状況を図 3.2-13 に示す。

事業実施区域付近は、第 2 種区域に該当する。

表 3.2-25 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間区分	
	昼間	夜間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

- 注) 1. 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれの各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域
- 第 1 種区域: 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - 第 2 種区域: 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域
2. 第 1 種区域及び第 2 種区域は以下のように定められている。
- 第 1 種区域: 騒音規制法に基づく区域の区分が第 1 種区域及び第 2 種区域である地域
 - 第 2 種区域: 騒音規制法に基づく区域の区分が第 3 種区域及び第 4 種区域である地域
3. 昼間、夜間は以下のように定められている。
- 昼間: 午前 8 時から午後 7 時まで 夜間: 午後 7 時から翌日午前 8 時まで
- 出典: 「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)、「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定による区域及び同表備考 2 の規定による時間の指定」(昭和 53 年岐阜県告示第 156 号)、「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定による区域及び同表備考 2 の規定による時間の指定」(平成 24 年羽島市告示第 55 号)

イ 特定工場等に係る規制基準

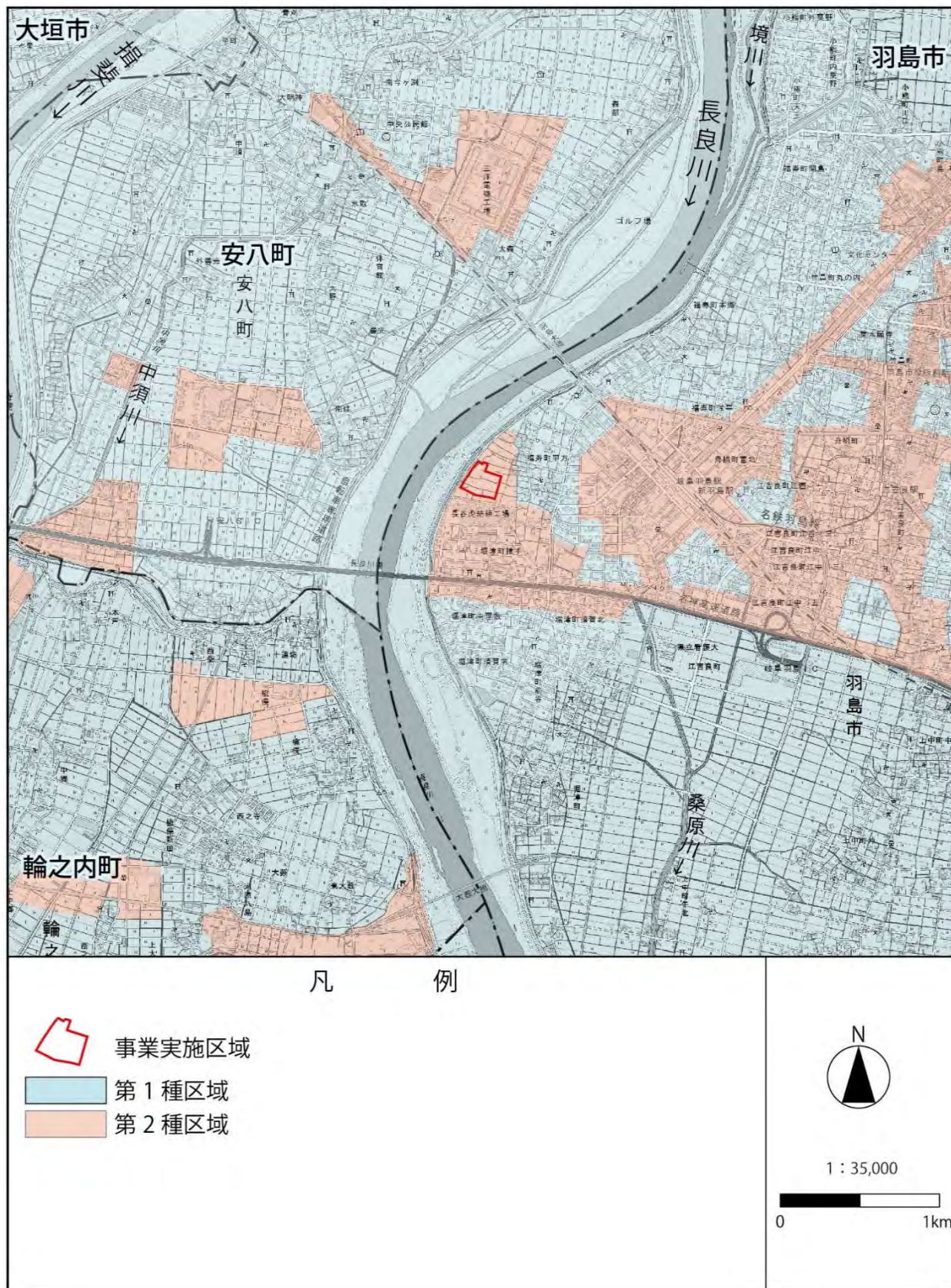
振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準を表 3.2-26 に示す。本施設は、振動規制法における特定工場に該当する。

事業実施区域付近は、第 2 種区域に該当する。

表 3.2-26 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間区分	
	昼間(8 時～19 時)	夜間(19 時～8 時)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

- 注) 第 1 種区域: 騒音規制法に基づく区域の区分が第 1 種区域及び第 2 種区域である地域
- 第 2 種区域: 騒音規制法に基づく区域の区分が第 3 種区域及び第 4 種区域である地域
- 出典: 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号)、「振動規制法に基づく規制地域の指定」(昭和 53 年岐阜県告示第 153 号)、「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定による区域及び同表備考 2 の規定による時間の指定」(昭和 53 年岐阜県告示第 156 号)、「振動の規制地域の指定」(平成 24 年羽島市告示第 52 号)、「特定工場等において発生する振動の規制基準」(平成 24 年羽島市告示第 53 号)



この地図は、国土交通省国土地理院発行の2.5万分の1地形図を基に作成した。
 出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)、「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定による区域及び同表備考2の規定による時間の指定」(昭和53年岐阜県告示第156号)、「振動の規制地域の指定」(平成24年羽島市告示第52号)、「特定工場等において発生する振動の規制基準」(平成24年羽島市告示第53号)

図 3.2-13 振動規制法による区域の指定状況

ウ 特定建設作業に係る規制基準

振動規制法による特定建設作業に係る振動の規制基準を表 3.2-27 に示す。

表 3.2-27 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制種別	第1号区域	第2号区域
基準値	75 デシベル	
作業禁止時間	19時～7時	22時～6時
1日あたりの作業時間	10時間以内	14時間以内
作業期間	連続6日以内	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

注) 1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値である。

2. 地域区分

第1号区域

ア:騒音規制法に基づく区域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域である地域

イ:騒音規制法に基づく区域の区分が第4種区域である地域のうち、学校、保育所、病院、診療所(収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

第2号区域:騒音規制法に基づく区域の区分が第4種区域である地域のうち上記イを除く地域

出典:「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)、「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定による区域の指定」(昭和53年岐阜県告示第155号)、「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定による区域の指定」(平成24年羽島市告示第54号)

2) 県条例

岐阜県においては法を超えた規制は行っていない。

(4) 悪臭

羽島市、輪之内町及び安八町は、全域が悪臭防止法による規制地域に指定されており、事業実施区域も該当する。

敷地境界等における規制基準を表 3.2-28～表 3.2-30 に示す。また、事業実施区域及びその周囲の地域指定を図 3.2-14 に示す。

表 3.2-28 敷地境界における特定悪臭物質の規制基準

特定悪臭物質	規制基準 (ppm)	臭いの種類
アンモニア	1	刺激臭
メチルメルカプタン	0.002	腐ったたまねぎ臭
硫化水素	0.02	腐った卵臭
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツ臭
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツ臭
トリメチルアミン	0.005	腐った魚臭
アセトアルデヒド	0.05	刺激臭
プロピオンアルデヒド	0.05	甘酸っぱいこげたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	甘酸っぱいこげたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	甘酸っぱいこげたにおい
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱいこげたにおい
イソバレルアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱいこげたにおい
イソブタノール	0.9	発酵したにおい
酢酸エチル	3	シンナー臭
メチルイソブチルケトン	1	シンナー臭
トルエン	10	ガソリン臭
スチレン	0.4	都市ガス臭
キシレン	1	シンナー臭
プロピオン酸	0.03	すっぱいような刺激臭
ノルマル酪酸	0.002	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下のにおい
イソ吉草酸	0.001	むれた靴下のにおい

出典:「悪臭物質の規制基準」(昭和 47 年岐阜県告示第 1013 号)、「悪臭物質の規制基準」(平成 24 年羽島市告示第 57 号)

表 3.2-29 煙突等の排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
-----------	--

注) 規制基準は、次の換算式によって得られた排出口からの排出量によって規制される。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q: 特定悪臭物質の排出量 (Nm³/h)

He: 補正された排出口の高さ (m)

Cm: 敷地境界線における規制基準値 (ppm)

出典: 「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)、「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年総理府令第 39 号)、「悪臭物質の規制基準」(昭和 47 年岐阜県告示第 1013 号)、「悪臭物質の規制基準」(平成 24 年羽島市告示第 57 号)

表 3.2-30 排出口からの排出水中における規制基準

特定悪臭物質の種類	$Q \leq 10^{-3}$	$10^{-3} < Q \leq 10^{-1}$	$10^{-1} < Q$
メチルメルカプタン (mg/L)	16	3.4	0.71
硫化水素 (mg/L)	5.6	1.2	0.26
硫化メチル (mg/L)	32	6.9	1.4
二硫化メチル (mg/L)	63	14	2.9

注) Q (単位: m³/s) は、事業場の敷地外に排出される排水を示す。

出典: 「悪臭物質の規制基準」(昭和 47 年岐阜県告示第 1013 号)、「悪臭物質の規制基準」(平成 24 年羽島市告示第 57 号)



この地図は、国土交通省国土地理院発行の2.5万分の1地形図を基に作成した。
 出典:「悪臭物質の排出を規制する地域の指定」(昭和47年岐阜県告示第1012号)、「悪臭物質の規制基準」(平成24年羽島市告示第57号)、「悪臭物質の排出を規制する地域の指定」(平成24年羽島市告示第56号)

図 3.2-14 悪臭防止法による地域の指定

(5) 水質

1) 河川

ア 環境基準

環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法による環境基準を表 3.2-31 及び表 3.2-32 に示す。長良川、桑原川における河川の類型指定の状況を図 3.2-15 に示す。事業実施区域近傍の長良川はA類型、桑原川はC類型に指定されている。

表 3.2-31 人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注)1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。
3. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

表 3.2-32 生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼は除く))

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質濃度 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考) 1. 基準値は日間平均値とする。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

- 注)1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級:沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級:沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級:特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)



この地図は、国土交通省国土地理院発行の2.5万分の1地形図を基に作成した。
 出典：「環境白書 令和元年」(岐阜県)、「河川調書」(平成26年岐阜県)

図 3.2-15 類型指定の状況

イ 水質汚濁防止法等に基づく排水基準

水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく有害物質の排水基準を表 3.2-33 に、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水基準及び岐阜県条例に基づく一般項目の排水基準、上乘せ排水基準を表 3.2-34 に示す。

羽島市、輪之内町及び安八町は、水質汚濁防止法に定める総量削減に係る指定地域となっており、化学的酸素要求量、窒素又はりん含有量について総量規制が適用される。

なお、本施設は公共用水域に排水しないため、規制の対象とはならない。

表 3.2-33 排水基準(有害物質)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L(海域以外)
ふっ素及びその化合物	8mg/L(海域以外)
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

注) 1. 「検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際、現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間適用しない。

出典:「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35)、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成 11 年総理府令第 67 号)

表 3.2-34 排水基準(一般項目 岐阜県 長良川水域)

一般項目	許容限度	上乗せ許容限度 (公共下水道処理区域に所在するもの)
水素イオン濃度(pH)	5.8 以上 8.6 以下(海域以外)	—
生物化学的酸素要求量(BOD)	160(日間平均 120)mg/L	25(日間平均 20)mg/L
化学的酸素要求量(COD)	160(日間平均 120)mg/L	—
浮遊物質(SS)	200(日間平均 150)mg/L	90(日間平均 70)mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L	5mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	0.5mg/L
銅含有量	3mg/L	—
亜鉛含有量	2mg/L	—
溶解性鉄含有量	10mg/L	—
溶解性マンガン含有量	10mg/L	—
クロム含有量	2mg/L	—
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³	—
窒素含有量	120(日間平均 60)mg/L	—
燐含有量	16(日間平均 8)mg/L	—

注)1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- この表の排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。なお、上乗せ許容限度については、排水水の量が 50m³未満でも適用される施設がある。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

出典:「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号)、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和 46 年岐阜県条例第 33 号)

(6) 底質

底質の暫定除去基準を表 3.2-35 に示す。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水底の底質の汚染に係る環境基準を表 3.2-36 に示す。

底質の暫定除去基準及び底質の汚染に係る環境基準はすべての公共用水域に適用される。

表 3.2-35 底質の暫定除去基準

項目	濃度
水銀(河川及び湖沼)	25ppm 以上
PCB	10ppm 以上

出典:「底質の暫定除去基準について」(昭和 50 年環水管第 119 号)

表 3.2-36 水底の底質の汚染に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g以下

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

(7) 地盤、地下水

1) 地盤沈下

羽島市は濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱の観測地域に指定されており、地盤沈下、地下水位等の状況の観測又は調査を行うとともに、地下水採取の自主規制の継続等適切な地下水採取が求められている。

出典:「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱の推進について」(昭和 60 年環水企 291 号)、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)、「同施行令」(昭和 32 年政令第 412 号)

2) 地下水

環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法による地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3.2-37 に示す。地下水の水質汚濁に係る環境基準はすべての地下水に適用される。

表 3.2-37 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

- 注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号)、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

3) 土壌

環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 3.2-38 に示す。事業実施区域は、土壌の汚染に係る環境基準が適用される。

表 3.2-38 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下

注)1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

2. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

3. 「検液中に検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. この環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない
備考：ダイオキシン類については、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年環境庁告示第 46 号)、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

(8) 日照障害

建築基準法に基づく日影規制による中高層の建築物の高さの制限を表 3.2-39 に示す。
事業実施区域は準工業地域であるため、この規制が適用される地域である。

表 3.2-39 建築基準法に基づく日影規制

(い) 地 域	(ろ)		(は)	(に)	
	制限を受ける建築物		平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物		1.5m	(一) 3時間 (二) 4時間 (三) 5時間	(一) 2時間 (二) 2.5時間 (三) 3時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物		4m又は6.5m	(一) 3時間 (二) 4時間 (三) 5時間	(一) 2時間 (二) 2.5時間 (三) 3時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを超える建築物		4m又は6.5m	(一) 4時間 (二) 5時間	(一) 2.5時間 (二) 3時間
用途地域の指定のない地域	イ	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	(一) 3時間 (二) 4時間 (三) 5時間	(一) 2時間 (二) 2.5時間 (三) 3時間
	ロ	高さが10mを超える建築物	4m	(一) 3時間 (二) 4時間 (三) 5時間	(一) 2時間 (二) 2.5時間 (三) 3時間

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいう。

出典:「建築基準法」(昭和25年法律第201号)を基に作成

参考:(岐阜県建築基準条例第29条)

法第五十六条の二第一項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は次の表の第一欄に掲げる区域とし、同項の規定により法別表第四四の項イ又はロのうちから条例で指定するものは次の表の第一欄に掲げる区分に応じ同表の第二欄に掲げるものとし、法第五十六条の二第一項の規定により平均地盤面からの高さとして法別表第四(は)欄に掲げる高さのうちから指定するものは次の表の第一欄に掲げる区域の区分に応じ同表の第三欄に掲げる高さとし、同項の規定によりそれぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第四(に)欄の各号のうちから指定する号は次の表の第一欄に掲げる区域の区分に応じ同表の第四欄に掲げる号とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域及び田園住居地域の全部の区域			(二)
第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の全部の区域		4m	(二)
第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域のうち都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第三項第二号イの規定により建築物の容積率が十分の二十と定められた区域		4m	(二)
近隣商業地域のうち都市計画法第八条第三項第二号イの規定により建築物の容積率が十分の二十と定められた区域(岐阜市及び羽島市の区域のうち住宅以外の用途の建築物の集中立地が見込まれる地域として知事が指定する区域を除く。)		4m	(二)
準工業地域のうち都市計画法第八条第三項第二号イの規定により建築物の容積率が十分の二十と定められた区域(高山市の区域のうち住宅以外の用途の建築物の集中立地が見込まれる地域として知事が指定する区域を除く。)		4m	(二)
用途地域の指定のない区域のうち容積率が十分の八と定められ、及び建ぺい率が十分の五と定められた区域又は容積率が十分の十と定められ、及び建ぺい率十分の六と定められた区域	イ		(二)
用途地域の指定のない区域のうち容積率が十分の二十と定められ、及び建ぺい率が十分の六と定められた区域	ロ		(三)

出典:「岐阜県建築基準条例」(平成8年岐阜県条例第10号)

(9) 景観

1) 岐阜県景観基本条例

岐阜県は景観基本条例により良好な景観の形成を促進することとしており、建築物の新設等を特定届出対象行為とするとともに、「景観形成基本方針」を定め、また、国、市町村又は公共的団体に「公共事業景観形成指針」に配慮するよう求めている。

出典:「岐阜県景観基本条例」(平成 16 年岐阜県条例第 46 号)

2) 羽島市景観条例

羽島市は景観条例により自然資源、文化資産等を活かした景観の形成及びそれを推進することとしており、事業者の責任と負担において良好な景観の形成に積極的に貢献するように求めている。羽島市景観条例により市全域が景観計画区域に指定されているため、事業実施区域も当該区域に該当する。 出典:「羽島市景観条例」(平成 30 年羽島市条例第 37 号)

(10) 自然関係法令等

1) 防災上の地域指定の状況

事業実施区域及びその周辺の河川に隣接した区域は、河川法に基づく河川保全区域に指定されている。事業実施区域及びその周辺には、砂防法に基づく砂防指定地、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり等防止法による地すべり防止区域はない。

2) 自然環境法による指定状況

ア 自然環境保全法等による指定状況

事業実施区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づき指定された自然環境保全地域、岐阜県自然環境保全条例に基づき指定された自然環境保全地域はない。

イ 自然公園法等による指定状況

事業実施区域及びその周辺には、自然公園法に基づき指定された自然公園等、岐阜県立自然公園条例に基づき指定された県立自然公園はない。

ウ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による指定状況

羽島市の全域、輪之内町及び安八町の一部は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく銃猟禁止区域に指定されている。

エ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

事業実施区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物の保存のための生息地等保護区及び管理地区、立入制限地区に指定された区域はない。

3) その他

事業実施区域及びその周辺には都市計画法に基づく風致地区、森林法に基づく保安林、都市緑地保全法に基づき指定された緑地保全地区はない。

3.2.8 その他の事項

その他、対象事業に関連する事項は次のとおりである。

(1) 廃棄物の状況

1) し尿・汚泥

岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町、輪之内町及び安八町におけるし尿、汚泥処理量の状況を表 3.2-40 に示す。

表 3.2-40 し尿、汚泥処理量の状況

区分	し尿 (kL)	汚泥 (kL)	合計 (kL)
岐阜市	5,066	45,812	50,878
羽島市	2,020	31,250	33,270
岐南町	453	3,464	3,917
笠松町	612	4,182	4,794
輪之内町	430	4,782	5,212
安八町	344	2,090	2,434

出典:「平成 29 年度一般廃棄物処理事業実態調査の概要」(岐阜県)

2) ごみ量

岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町、輪之内町及び安八町におけるごみの排出量及び処理量の状況を表 3.2-41 に示す。

表 3.2-41 ごみの排出量及び処理量の状況

区分		岐阜市	羽島市	岐南町	笠松町	輪之内町	安八町
排出量 (トン)	計画収集量	127,769	17,911	8,629	7,343	2,546	3,845
	直接搬入量	6,652	245	99	893	127	341
	集団回収量	7,207	924	0	246	151	323
	合計	141,628	19,080	8,728	8,482	2,824	4,509
処理量 (トン)	直接焼却量	118,044	14,823	7,850	6,220	1,946	3,324
	直接最終処分量	0	0	0	0	40	272
	直接資源化量	4,038	794	1	733	396	112
	中間処理後再生利用量	6,311	2,181	2,022	1,486	264	235
	最終処分量	14,894	741	90	277	115	407
リサイクル率(%)		12.4	20.8	23.2	31.6	28.7	14.9

注) リサイクル率=100×(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)

ごみ処理量=直接焼却量+直接最終処分量+直接資源化量+中間処理後再生利用量

出典:「一般廃棄物処理状況(平成 29 年度)」(岐阜県ホームページ)

(2) 循環型社会形成推進地域計画

岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町及び岐阜羽島衛生施設組合は、平成30年度(2017年度)に令和4年度(2022年度)までを計画期間とした「岐阜羽島地域 循環型社会形成推進地域計画」を策定し、ごみの発生の抑制・再使用・再資源化・適正処理の順を基本に、ごみの減量化・再資源化の効率的な推進及び適正処理を確保し、循環型社会の構築を目指している。

出典:「岐阜羽島地域 循環型社会形成推進地域計画」(平成29年岐阜市・羽島市・岐南町・笠松町、岐阜羽島衛生施設組合)